

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<総括>

開催日時 平成28年3月22日(火) 13:04~17:12

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

田尻 匠 委員長

阪口 保 副委員長

亀田 忠彦 委員

山中 益敏 委員

松本 宗弘 委員

川田 裕 委員

井岡 正徳 委員

西川 均 委員

中野 雅史 委員

萩田 義雄 委員

小泉 米造 委員

今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 荒井 知事

奥田 副知事

松谷 副知事

浪越 副知事

野村 総務部長

長岡 危機管理監

一松 地域振興部長

辻本 南部東部振興監

福井 観光局長

土井 健康福祉部長

上山 こども・女性局長

渡辺 医療政策部長

中　　くらし創造部長兼景観・環境局長

森田　産業・雇用振興部長

福谷　農林部長

加藤　県土マネジメント部長

金剛　まちづくり推進局長

久保田　水道局長

吉田　教育長

羽室　警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者　　5名

議　事　　2月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○**田尻委員長**　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の傍聴者は3名です。

それでは、日程に従い、総括審査を行います。

なお、答弁をされる理事者の皆さんには、後席の方は挙手の上、役職、氏名を申し上げます。そして、委員長から指名をしますので、それからの答弁ということよろしくをお願いします。

それでは、質疑があればご発言を願います。

○**川田委員**　本日で最後の予算審査特別委員会となり、委員会開催中は真摯なご答弁をいただき、ありがとうございました。本日は総括審査ということでお聞きしたいと思います。

まず、財政運営について、予算審査特別委員会の部局審議で、退職引当金について確認をしましたが、平成26年度末、前回決算の数字で、約1,224億円の退職給付引当金相当額があると。そして、退職手当平準化基金が平成28年度見込みで、2年のずれはありますが、128億円となっています。差し引きしますと、1,000億円ぐらいの引当金不足があるということで、いろいろな方から聞いたり、調査もしてきたのですが、この数字は非常に驚いていると。1,000億円もの引当金が将来負担ということで、世代が違ふ将来に先送りをされていくことは、財政上の構造的な考え方からしても、これは適合するには難しいのではないかと考えています。

まず1点お聞きしたいのが、本来、道路予算であるインフラ整備といったものであれば

将来の方も同時に使用をするので、幅広い期間にわたって負担を求めるのが国の法律での考え方なのですが、退職金というのは、入庁されたときから、例えば1年目、2年目で、期間が過ぎることに、負債が確定しています。本来であれば、町村などは、大抵組合に入られており、年度年度で積み上がった期間がたてばたつほど個人に対しての支給額は、負債額といいますか、上がってきますから、その上がった分を来年度積み立てをして、極端な話、今年度でその行政が終わったとしても、その分は手当てできるという体制を整えている。

もう1点の観点で、負債が確定するという事は、将来に送るものではないということで、民間企業においてはビックバンを契機に、引当金を積んで、年度支出に切りかえたことも背景にあり、1,000億円もの借金が、将来世代にツケを回していることが行政上、会計上考えても、非常におかしいと思っています。まずその点の考え方について、お伺いさせていただければと思います。

○荒井知事 退職引当金と退職手当平準化基金と比較されたので、これは全く違うものですので、それを誤解されていると思います。引当金というのは、退職金は今払わないで将来払うということですので、今払えないのを、お金として用意する必要があるのかどうか基本的なところで、よくご存じだと思うのですが、公会計や退職引当金のようなものは現金会計ですのではなかった、複式簿記になったときに退職引当金をどうするのかと、BSでインフラの借金をどうするのかと、公会計を返還する中で折衷案がとられているわけですが、このように退職手当平準化基金と現金の残高と引当金を一致させようということは、初めて聞きましたけれども、それは誤解だと思います。不足というのは間違いだと思います。不足はしていないということを申し上げたいと思います。

将来の負担をどのように考えるかというのは、大事な点です。しかも、今この退職引当金を借金と、借金はしていません。退職引当金は借金ではないということと、その2つをまず申し上げたいと思います。

○川田委員 では、今1,224億円分のこの退職給付引当金の現金はあるわけですね。

○荒井知事 だから、基本的なこと、公会計だから、払うべきときに現金があったらいいでしょうということをいって、今払えないのだから、今必要はないわけで、引当金だから引当金という支出はないわけです。

○川田委員 聞いていますのが、公会計だから今ないから、すぐに行政が潰れるという話をしてるのではなくて、聞いてください。本来、確定した差異ではないですか、現在の基

本率で、仮に全員の方が退職されることはないと思いますが、仮に。委員長。

○田尻委員長 答弁をいただくときは挙手の上、指名をいたしますので、よろしくお願いします。

○川田委員 確定したら、来年になれば、この1, 224億円の、平成27年度末の決算が出てきますが、この金額はことしの支払った分を差し引いた分にプラスアルファでふえた形で、この退職給付引当金相当額が出てくるわけです。

言っているのが、確定しているわけですから、民間は複式簿記で計上されていますが、公会計だから、今払うお金がないから、これは将来に先送りしてもいいのだと、新しい分は人間がふえていくわけですから将来も今からどんどんふえていくわけです。やめていかれる方もいるから、町村のように、この金額は積み立てておくのが本来の考え方ではないかとお聞きしているのです。

○荒井知事 そういう考え方は余り世の中にはないです。まず、将来ふえるかどうかということは、退職手当が将来どうなのかもきちんと計算して出ていますが、今年度の平成28年度は162億円払うこととなりますが、10年後、32億円、87億円となります。この5年間は高どまりですが、あとは激減するわけです。これは確定した将来債務ということになります。

今どれだけ残しておくべきかということは、市町村のことをおっしゃいましたが、市町村とは多分、香芝市の退職手当基金がありますけれども、それは現金支払いのための基金で、将来負担のための調整基金ではないので、それも混同されている一つだと思います。

奈良県は退職手当平準化基金を積んで、今ではなしに、将来負債を減らすという意味で積んでいますけれど、退職手当平準化基金は全国最高の積み立てです。これは、その差額が足りないからといって積んでいるわけではないのです。現金を払うべきというのは公会計の大原則ですので、基本的な概念の違いをご指摘しておきたいと思います。

○川田委員 考え方が全然違うのですけれど、私たちが言っているのが、なぜ現在の確定した負債を将来の世代の方が負担しなければならないのかと、そうだとしたら会計上の考え方としてはずっと自転車操業で先に送っていくこととなりますので。

だから、現在、仮に全員の方がやめることになれば、1, 224億円の退職給付引当金相当額の現金が要るわけですから。これがないからということで、先で自転車操業して、毎年の分だけ払っていけると、会計上それでも結構でしょう。結構けれども、考え方としては、将来にそれだけの負担を送るのかと。先に申し上げたように、インフラなどとい

うのであれば、将来の方の負担も当然平等にやられればいいですけれども、現在発生した負債を、将来に送るということは会計上よろしくないのではないかと、申し上げているわけです。

○荒井知事 本質的なところは、財政規模に対して将来負担が過重かどうかという観点があるように思います。将来負担は、今払えない将来負担ですから、将来に負担するのはインフラのほかに、地方債残高と債務負担行為と退職手当の支払いと、この3つがあります。

そのうちの、今後負担すべき額から、今充当可能な基金、ためてきた金を引いた金額の標準財政規模に対する比率は、国で将来の負担が、過重になるといけないから、この比率を出すようになったのですが、これが大事な点で、ご存じだと思いますけれども、それが400%を超えると早期財政健全化団体と注意が出るわけです。その比率が一番大事なわけで、今いつ支払うかと、会計上の話ですけど、BSの財務諸表の話だと、将来、いつどの程度財政規模に応じて負担の割合がふえるのかというほうがより大事だと思います。その点を皆さんに言っておきたい。

将来負担比率ですけども、平成19年度からこのような算定が始まりました。奈良県の状況ですけども、財政規模に対する将来の負担が247%ありました。財政規模に対して247%の将来の負担が発生するという、これは全国で低いほうから28番目でした。平成26年度現在ですと、171%に減っています。将来財政規模に対する将来の負担の比率は、心配、ケアしなければいけない数字ですけども、これは全国15位のレベルまで上昇しています。これをご指摘をしておられるかと思いますが、指摘しておきたいと思います。

現金で積み立てるというのは、将来の財政規模に対する将来の負担比率をケアしようと国は指導されていますし、奈良県で随分気にしてケアをしてきたところです。

○川田委員 退職金というのは、民間の世界であれば本来切り離して考えるべきのもので、金融ビッグバンで行われた改革ですが、将来負担ということで、将来の負債の比率と言われますが、現在でも確定している負債なので、将来に送ってしまう考え方自体がおかしいと思っています。

全国規模で他都道府県においてどうなのかを言われるかもしれませんが、その点がこれから行政改革をやっていかなければならない一番大きなところで、これが公会計になった、民間の金融ビッグバンと同じように退職引当金も全て積みよとなったときに、ダブルカウントで積んでいかなければいけないと。今まで不足していた分も積まなければいけない、

ましてこれからふえていく分についても積んでいかなければいけない。その分の行政のコストを低下させなければ、そちらの比重がカバーできないという考え方になるのが今現在行われている研究等々なのです。

だから、1,000億円もの、今確定した負債をどうして将来に送らなければいけないのかと。負担比率があるから、400%以下と言うけれども、現在で、民間のBSで考えた場合には、確定した負債なので固定負債になります。だから、それに対して、流動負債は毎年出てきますけれど、それに対して、この現金がないということは、民間はそれを切り離して引き当てをしる、そして年数がたてば、その金額の上下は当然ありますから、それに対してバランスシート、バッファ的な基金として扱えよということが、民間に関しては改革の今までの一連の流れだったと思うのです。だから、行政も今後そうやっていく上に置かなければいけないと思っています。

○荒井知事 時々議論がかみ合いませんが、民間の退職引当金は、今使わなくても、BS上、明確にしておきなさいということですから、現金を積んでいるわけではないのです。ご存じになりながら言うておられると思うのですけれども、それは投資資金に回っていたり、従業員の給与に回る場合もあります。資金繰りが足りなくなれば退職引当金という中は現金ゼロの会社もあるわけですから、それは不健全だということですが、全部積んでいる民間企業、現金を持っている企業、金が余っているところは、要は資金が余っているだけの話だから、財務会計上も現金積みよという原則は何もないです。それを公会計に適用するというのも、余計にないわけです。

もう一つ言うておきたいことは、将来ふえると先ほど申しましたように、将来、退職金の支払いは減るのです。今から積み増しする必要はないような額なのです。だから、それを見越しながら、将来の負担があったときに、今の財政規模からどのくらいの将来負担をふやしたらいけないと、これは地方債でもそうですし、債務負担、債務保証からこの退職金という将来負担のツケを回してはいけないという考え方は同じですが、そのやり方は、今のおっしゃるのと公会計は全然違うように思います。

○川田委員 公会計は、民間と同じように複式簿記になっていきますけれど、これは研究はしているのですが、言っているのが、民間でそういうのを引き当てというのは、引き当てがイコール強制の積み立てなさいという意味ではないのも当然わかっています。けれど、民間ではそういったものを切り離して、現在やっているところは多くて、そういったものを入れていかないということで、民間ではやっておられると思います。

ビッグバンのときに厳しく指導されたわけで、今は引き当てをなぜ出さなければいけないかという、引き当てというのは負債の一つになりますから、これだけ将来絶対要するというお金ですから、それがないと、バランスシートが見えないのです。そういった意味からの会計上の話だと思うのですけれども、今回申し上げているのが、現在発生している負債というのは、本来、現在で積み立てておくべきだと考えているのです。

将来になって、その分を行政のサービスとして、そのとき支払った方が、どうして過去の負債の分を見なければいけないのかという考え方になるのではないのですか。会計上からいえば、資金回転さえ回っていたらいいというのはわかるのですが、そのことを申し上げているわけで、おかしいですか。

○荒井知事 おかしいですかと質問されると、おかしいですと言わざるを得ない今の議論の内容だと思います。BSで引当金を明示するのと、現金の積み立てと違うことを先ほどから一生懸命言っているのに、それをわかって現金を積んでいないのはおかしいとおっしゃるから、やはりおかしいですと言うわけです。現金は資金繰りの話ですけど、BSで見える化するの、そういう流れにあるわけですから、今の現金を積むには、国はそういう金を出しませんので、現金を借金して積むか、税収を上げて積んでおくか、歳出を減らすかということになりますけれども、払うのは将来の県庁職員の退職者のために今の納税者が払う、あるいは歳出をして受益を受ける人を削ることになりますので、これは時差があります。この関係をどうするかというのは、まだ論点としてあると思うのですけれども、見える化するというBSの財務諸表の話と、現金の資金繰りの話を混同しないようにということで、BSで見えるための話はわかりますから、それはそれで、県庁はこの引当金として1,200億円に見える化しているのは、これは隠れ借金でも何でもありませんから、見える化しているということの認識を正しくしてもらうために申し上げている次第です。

○川田委員 現在まで考えていたやり方がそうだったのですけれども、言っているのが、こういった現在確定した負債は積むべきだと言っているわけで、それがおかしいと言われることはないと思います。これは研究課題であって、そうやっていくべきだと意見を申し上げているわけですから、これだけ発生して確定していつている負債というのは、それを積み立てていつていると、町村もきっちりやっておられますから。だから、そういったところの観点を同じようにしていけばいいのではないですかと申し上げているだけであって、現在と当てはめて、だから、現在でもおかしいから変えようとして、公会計も現在研究さ

れていると。

ただ、資産等の扱いが、道路などの資産計上になかなかなじまないという意見等々もあり、総務省で今やられていますけれど、そういったところも含めて、今後さらなる研究等はやられていくと思いますが、ただ、退職金に関しては、発生で確定した負債で、これは明確に規定することもできるものになってきますので、積み増しを多くしていくことによって、将来負担世代の負担の比率が平準化されていくべきであろうと申し上げているわけであり、民間の会社でも、退職金を払うお金がない中で、給料だけを引き上げるという会社は多分ないと思います。

将来の税収も減っていくわけで、企業で言えば売上げが減っていくわけで、人口も地方交付税も減少していく中で、過去の大きなその金額だけが先送りされていくことになれば、だんだん人数が減っていくのであれば毎年払うお金が減ってくるかもしれない。けれど、それがかなり大きなおもしになってしまうという、計算上はそう成り立つと思いますので、そのことを申し上げます。考え方はわかりましたので、それで結構です。

次に、県庁舎エレベーターホールの木質化事業について、先日、管財課から、県庁エレベーターの木質化について資料を出していただきました。副知事、ありがとうございます。これについて、このとおりの回答が返ってくるだろうと思って質問をしていたわけですが、当然これは国が定めた基本的事項に書かれている内容ですので、この内容が返ってこなければいけないとは思っていました。

なぜこういったものを求めたかという、過去にわたる答弁において、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律によって今回のこの事業も進めるのだという言い方をされましたが、別のものもいろいろ言われていたので、答弁ではなかなか確定しづらいところがありました。確定をしたかどうかというのは、書面にて欲しかったこともあり、資料を出していただきましたが、資料から見ると、公共建築物における木材の利用促進に関する基本方針に従って、法律によって今回のこの事業をすることが明確に書かれています。

ここで言いたいのは内装化等々の違いなどとおっしゃっていますが、コスト面も、基本方針には書かれているのです。だから、この法律に適合するところがあるから促進をやらなければいけないから、無秩序にどこでも適用していくという書き方はしていません。あくまでもコストを重視しなければならないとうたわれており、この資料により、この法律によってこれを進めることが明確になった以上、では次、コスト面の話になってくるわ

けです。

コスト面は何度も申し上げていますが、法律によって、現在使えている全然支障がないところまでお金を使って、地方財政の苦しい中で、そういったところまでお金を使ってやりなさいという法律はありません。今後、新築する場合、改築する場合、その他内装でも、老朽化しどうにもいかない、だから内装が必要だという場合に限って、木材の使用を推進したらどうかという趣旨であると国土交通省にも確認し、そのようにお答えになっておられました。

木材の使用を推進するということで、現在まだまだ使えるところであっても、そこまでお金をかけてどんどん推進していくという法律ではないですよとお聞きしたところ、それは当然そういう法律はありませんということです。申し上げているのは、この前の総務警察委員会でも申し上げていますが、私も見てきましたけれども2階、3階、4階、5階まで、まだまだ非常にきれいだし、使えるものが予算の中で使われていくというのは無駄だと思うのです。

木材利用の推進をなら維新の会は反対しているとどこかで聞いたことがあります、何も反対しているわけではありません。どこでもどんどん、ほかでも知恵を使えば使っていけるところもあるので、推進はやっていけばいいと思うのですが、エレベーターホールは、土曜日、日曜日は開放されていないのか、確認していないのでわからないのですが、現在使えるものということで、プラスアルファお金をかける余裕が奈良県に今あるのかについてお聞きしたいと思います。

○荒井知事 木質化に賛成された上で無駄に金をかけるのはいけないと、こうおっしゃっているように聞こえますけれども、無駄かどうか、華美かどうかということですが、木質化というのは、機能面では多少劣るところがありますけれども、やはり木質化のよさがあります。中央こども家庭相談センターも木質化を推進したのですけれども、大変好評です。木のやわらかさで子どもの児童相談所や、外から来た人は殺風景な庁舎よりも、やわらかな雰囲気のある庁舎のほうが好まれるし、望ましいという、公共建築物オープン化の中の一環です。それを機能という面だけでコストをはかるのかどうかということは一つの論点だと思いますが、中央こども家庭相談センターと同じように、県庁の1階などは土日も人が来られることも多いですし、できるだけパブリックなところは優しく、やわらかくするというのが日本の木材、木質を進める大きな柱になっているわけです。

もう一つは、コストのかかるものをつくれという法律はないと、それは推進法だから、

そういうことを言う法律はどこもありません。つくってはいけないという法律はありますが、つくってはいけないとは言っていないことはご確認されたわけですから、法律がつくりなさいと言わないと地方の予算がつかない仕組みはもちろんないわけです。必要性と予算をこのように認めていただいたものに順次やろうと、奈良県は県産材を奨励する観点からも、公共建築物の木質化を進めようという大きな流れの中で、パブリックスペースはできるだけ木質化をして、ほかの市町村の庁舎もそのようになってきているところも多いし、教室もそのように変えていくところが多いわけですので、コストの考え方は機能だけではないということは申し上げておきたいと思います。木質化のやわらかさなどは大事な点ですので、その点は考え方がそう離れているわけではない面もあると思いますが、予算について、機能が十分だから要らないと、もし全面的におっしゃるのなら、少し違うように思いますと申し上げておきたいと思います。

○川田委員 地方自治法でも、最少の資金で最高の効果を生めということとされているので、基本的事項に沿って申し上げたわけで、理屈をつけようと思えば何でもいろいろつけていけるわけですがけれども、私も木質は好きですし、私の家でも木材はたくさん使っています。

けれど、庁舎は事務をするところで、開放されるというのはいいのか悪いのかわかりませんが、2階、3階、4階といっても、ああいうところはほとんど観光客は来ないではないですか。だから、そういったところまで、まして天井までやられるとおっしゃっています。木質のよさというのは、確かに木質を好きな方は好きですし、私も好きですし、木は温かい感じもしますし、いいのですが、今の奈良県の財政状態を考えた場合、何ら支障がない現状にまで、これだけの多額のお金を使って、まして天井まで内装工事をどうしてやらなければいけないのかと。これは考え方としては理解ができない。

木材を使うことがいけないと一言も言っていませんし、今の奈良県の財政上の運営において、財政が厳しいと言われる中で、まして交付税措置も将来負担を先取りしているわけですから、考え方が違いますが、我々の考え方では1,000億円の退職金、今全員やめられたらそれだけお金がないのは現実ですから、歳出の減も厳しく、一方では推進するところは推進するのが本来の形だと思っているのです。これは全体の予算額から見れば小さなものかもしれませんが、一つの小さな穴から大きな穴に広がっていくこともありますから、法律の趣旨でやられると回答をいただきましたので、それならコスト面も書かれているから、そこも守りましょうと申し上げているのですが。

○荒井知事 よくお伺いいたしました。

○川田委員 次の質問に入ります。県庁舎厨房等整備事業についてお聞きします。

これについても、部局別の予算審査特別委員会にて質疑をしましたが、もともと互助会が行っていた厨房の跡が現在あると。地方自治法第238条の4の規定に基づき、当該空きスペースにおいての民間事業者による食事提供を目的として、行政財産の貸し付けを行うもの。これは平成18年度に改正された地方自治法の解釈が、貸付枠が大幅に解釈を変更されたという規定の根拠を持たれているところになりますが、聞きたかったのは、この空きスペースがあるから貸すと、公用、もしくは公共用に供しないスペースがある場合に限って、貸し付けすることができるかと政令でも書かれていますが、そこを貸すわけです。公共用に用いない場所だから、地方自治法第238条の4が根拠規定になるわけです。

ところが、今度ここに多額のお金をかけられると、空きスペースにお金をなぜかけないといけないのですか。公共用に使用しないから空きスペースなので、公共用に要するのであれば、空きスペースでなくなりますから、根拠規定の地方自治法第238条の4は使用できないと思うのですが、まずその点からお聞きしたいと思います。

○荒井知事 今、委員が空きスペースと言っておられるのは、昔、職員食堂のあった場所で、それはご存じだと思います。職員食堂が、今、閉鎖になっています。閉鎖になった理由は、職員食堂ですので互助会が運営していたのですけれども、ずっと赤字が続いていた。互助会がチケットを高く設定していいか、互助会全体として負担するからといった経緯だったので、赤字がたまってきたのと、厨房機器が老朽化して、古い機器なので衛生上も問題だというその2つで厨房を改装しようというのが発端です。それが今、空きスペースになっているということです。その前からすると、もともと空きスペースを職員食堂にしてきたのがこれまでの経緯です。今まで職員の事務スペースに使っていたのを、空きスペースになって改装しようというわけではなく、出発点がそのようなことです。

空きスペースになったのを使うのは、法律上、もちろん大丈夫です。行政で使わないことは、空きスペースはできますと言っておられますので、当然できる話だと思っています。

○川田委員 平成18年に地方自治法改正がなされて、行政財産の空きスペースに関しては貸し付けていいという形に変更されました。互助会はいつからやっておられたのか知りませんが、そのときは違う法律で適用されて使用許可を与えてやっておられたと。今でも法律の中には目的外使用の許可があります。この貸し付けは大きく分けて2つありますので、以前は目的外使用の許可でやられていたと思うのですけれども、これはたしか短期1

年更新でやっておられたと思うのですが、今回の貸し付けは、予算審査特別委員会にお出しいただいた資料の中に、明確に地方自治法第238条の4の規定に基づきということを書いてありますので、これが書いているから疑義が生じているということです。

本来であれば、福利厚生事業として県が取り組まれる、以前の互助会が運営されていたときも、福利厚生事業として多分取り組まれていたのかもしれない、調べていないのでわかりませんが、けれど今回は、空きスペースを貸すので、県の事業ではないのです。県の事業なら、公用もしくは公共用に供するスペースになりますから、これは貸し付けできないことになってしまうので、貸し付けをするということは、県の事業は一切関係ないわけです。

もちろんその中には、何でもいいのかということになると、財務省からも基準は示されていますが、そこの法の運用がおかしいと言っていて、職員に説明に来ていただいたのですが、予算審査特別委員会の質疑の中では、全体の工事費しか出ていないにもかかわらず、この貸し付けるスペースがその中に入っていることがおかしいということと、この貸し付けようとしているスペースの金額は幾らになるのかとお聞きすると、1億円の工事費、厨房機器等も入れてということです。だから、1億円が貸し付けられるスペース、ほかのところは公共用の事業として考えた場合、除きますので、そこには1億円のお金が投入されるということ間違いのないと思うのです。

ところが、収入を見た場合、貸し付けというのは、市民の税金で確保している行政財産を貸すわけですから、ただで貸すなどというのはできませんので、その収益がどうなるのかということももちろんあるわけで、大体年間300万円ぐらいとおっしゃっていました。10年間の貸し付けですので10年間で3,000万円。なので、1億円を投入すれば7,000万円の赤字ではないのですか。ということは、借りられる方に対して、公金でなぜここまでの恩恵を与える必要があるのかと。

だから、何度も、予算審査特別委員会の部局審査でも、知事、申し上げたのですが、これが福利厚生事業として県が取り組まれるものであれば、この1億円も福利厚生事業としてこれだけのお金をかけるのだと。ただし、そのスペースに関しては、食事を販売する業者がいるので、ではそういった事業に対して委託を行うのであればわかると。ところが、地方自治法第238条の4、貸し付けの規定をもって貸すのであれば、この1億円の出費は、公金の不正支出になると思うのです。まして7,000万円のマイナスです。

国税庁にも確認しました。厨房機器は、耐用年数8年、減価償却8年です。ということ

は、10年の貸し付けがなされるということは、その間の中に入ってしまったので、法律上、適合しないと申し上げているわけですが、いかがですか。

○荒井知事 法律上は全く適合しています。適合していないということは、委員のご発言を詳細に聞きましたけれども、根拠はわかりません。法律上は県事業でないと貸してはいけないとは書いていないわけです。自分で使わない場合、余裕がある場合は貸し付けていいと書いてあるだけですから、それは皆さんに誤解を与えないように、繰り返し申し上げておきたいと思いますが、貸し付けはできます。

県の事業ではなくても、互助会の事業でなくても、県の職員の福利厚生の便益のある事業、職員食堂ですけれど、職員食堂をつくってはいけないとは言っておられないと思うのですけれども、職員食堂をどのような形でつくるのかというのが論点の大きなところだと思います。

委託とおっしゃいましたけれども、委託をする場合には、こちらから委託料を払わなければいけない。貸し付けの場合は、貸付料をいただくことができるという、委員の日ごろからできるだけ損をしないようにやれよという観点からは、貸し付けのほうが得で、経済的な事情があります。

もう一つは、厨房機器に1億円かけるかどうかは、委託する場合は余計に必然的にかねなければいけないわけですので、普通の厨房は、施設の更新は要ると思います。これは老朽化していたから、職員食堂を新しくするために投資しなければいけない費用です。

だから、委託にしる、貸し付けにしる、1億円との比較ではなしに、設備が要るかどうかという委員の方々のご判断であろうかと思えます。職員食堂が要るよ、厨房の施設は要るよ、あとは委託か貸し付けか、貸し付けはお金を払ってくれる、委託はこちらから払うということですので、貸し付けのほうがいいように思います。

○川田委員 そういう話をしているのではなくて、地方自治法第238条の4の規定に基づいて、公共もしくは公共用に供しない部分の空きスペースがあった場合に貸してもいいと。この法律の改正された背景には、目的外使用の許可による貸し付けであれば、大体1年ぐらいをペースとして長期的には貸せなかったと。ところが、長期貸し付けで行う場合には、長期的なものを視野に入れてもいいとなって、今、公共財産は合併等々で、施設も余りましたし、現在国でも、厚生労働省、総務省、財務省などいろいろなところでも基準を立てられています。

法律改正をしたのと、地方自治法の改正があったのは同じ年ですから、同じ目的で行わ

れていますので、それからいくと、あくまでも空きスペースがあるから、有効的に運用しようという背景にあり、多額のお金をそこにかけて、財務省から出ている行政財産の使用又は収益をさせる場合の取扱いの基準の中にも書かれていますが、本来であれば貸すのですから、改造をされるのは、それは向こうの勝手に自由でしょう。それは、こちらが許可を出せば、いいということになれば、お金をかけられる。出ていかれるときには、それは撤去されて原状回復して出ていくと書かれています。

では、先にお金を投入する根拠はどこにあるのですか。事業をしようとしておられるのであれば、貸し付けの公共用に供しないものには含まれないのではないですか。ましてや、ほかの市町村でも基準をつくっているのがありましたが、試算をして提案されると、それを許可して、コストを計算して、その収益のほうが下回る場合は貸さないという決め方をされています。けれど、これは7,000万円の赤字ではないですか。

それなら、賃料計算も全部妥当ではなくなってくるということでしょう。賃料計算も、不動産会社と同じように、計算しなさいとなっています。だから、そういったところはおかしいと申し上げているわけです。

○荒井知事 おかしいと言われているのは私でも理解できますけれども、その論拠がおかしいと思うから反論しているわけです。おかしいと思うことの一つを申し上げますと、法的に貸し付けていいと言っているときに、法律上、改装して貸し付けてはいけないとは書いていないわけです。これは別の判断ですので、推奨もしていないですけれども、それは法律的な違反だともしておっしゃっているのであれば、そうではないということは確認しておきたいと思います。法律的に、改装して貸してはいけないと書いてないことは確認しておきたいと思います。

それと、改装して貸すのは妥当ではないのではないかとおっしゃっているように思いますが、それは向こうの商売を助けるためにやるのではない、職員の福利厚生のために改装までして貸そうということですので、委託するよりも貸すほうが安くつくことは、先ほど申し上げたわけですので、改装費は、職員の福利厚生のために、この予算でつぎ込むべきかどうかという政治的なご判断をお願いしているわけです。

本質は、法的にだめだと言われればだめなわけですが、法的にだめだと言っていないのを、職員の福利厚生のために改装するのはだめだということはよくわかりませんと言っているので、繰り返しになりますが、同意はできませんので、その点だけは確認しておきたいと思います。

○川田委員 同意ができないということで、私どもも申し上げましたので、それは議事録に残るので、それでいいと思います。

行政などから法改正が出されているものでも、可能な限り民間不動産と同様の利用条件を整備する必要があるということで、コスト面の比較をして、それを下回るのであれば貸さないという判断基準を設けていくということで、調べましたけれど、奈良県ではこの貸し付けに関する基準がありません。何を基準にやられているのかがわからないという点がありましたので、申し上げておきます。これについては、法の世界ではっきりと決着が出るものだと思っています。

最後に、奈良大立山まつりについて、部局別審査で職員と議論がかなりありましたが、結局、細かいことは別にして、延べ人数で出ていた数字であると、あつたかもん広場と、その真ん中でカウントをとって、祭りの会場から出入りする方、出る、入る、出る、入るのカウントが設けられていたということで、南門に限って、北門などありましたけれど、それは数字をいただいていますので、その分を除いた上で、南門に限っての議論をしましたが、4万数千人の県の機械でカウントされた数には大きな重複のカウントがあったということです。

この問題もいいのですけれど、問題点は、我々は外から入ってくる人数で、中の動きについてはカウントは上がっていませんと先日申し上げたわけですが、要は、経済効果等々を出されていくことにおいて、来年度に向けて、もっとよい祭りにしていただきたいことも含めて、カウントのとり方は、経済分析の入り口ですから、これについては、今年度の反省点が今後協議もされると思うので、来年度見直して、1人まで正確なのは無理と思いますが、正確に近い誤差の範囲内で、許せる範囲内の数値を発表できるような体制を組んでいただきたいと思いますと思っていますが、それについてはいかがでしょうか。

○荒井知事 正確な来場者数をはかるというのは、そのように努めましたが、同感です。川田委員のところは独自ではかられたのと差があるということですが、もし正確な入場者数をはかるという意図があるならば、言っていただければ協力はしたし、あるいはこちらのやり方についても意見を求めたと思いますが、ひそかにされて、ぱっと発表されたので、それは済んだ話でいいのですけれども、それでそごがあることがわかったのは大変なことだと思います。なぜそごがあるのかということは、入場者を正確にはかる糸口になるという観点で、大事な点だと思っています。

そごの大きな点かどうかわからないが延べ人数、例えば南門で大極殿院に入る人を中心

に数えたと、そこを往復する人がいますと、延べでやるということは最初から延べと言っていますので、その延べをどう排除するかは大事な点です。

それで、川田委員のところも、延べを排除されたかどうか、延べを排除する手があれば教えていただきたいぐらいで、延べを排除するのは難しいと思います。こちらではかって、こちらではかってと、大きなところをうろうろされる人、向こうでも見た、こちらで見たということは正確にフォローできませんので、これはなかなか技術的に難しいと思いますが、延べを排除したというならば、立派なことだと思います。延べの排除は、どこで延べが発生したかということになりますと、その南門を通過される人で延べにダブルカウントされている人の数の根拠は3つありますけれど、ステージに出演された人、本部詰めのスタッフ、あったかもん関係者が行ったり来たり3つのように思います。そのほかの人は、皆、ビブスというジャンパーを着ていましたので、それはカウントで排除していましたので、延べにも入っていないわけですが、本部詰めのスタッフは大体毎日10名しかいません。ステージ出演者は5日間で900名しかいません。あったかもん関係者は、それぞれ毎日100名から200名来ていますが、店で物を売っておられるわけですからその人たちがうろうろされている率は非常に少ないと、その3つが延べの要素ですので、延べがこんなに差が出るわけではないと思います。延べがあるといって、その延べの重複分は、そんなに差がないことを改めて委員の皆様におききたいと思います。

もう一つは、実数でカウントすると。実数とは何かということは、カウンター器があればいいのですが、実数で一番大きいものは、あったかもんの食で売れた数で、3日間で1万8,000食売れて、まだ求められる人が随分並んでいたということが、1万8,000人は食べただけで帰る人もおられたかもしれませんが、ごくわずかだろうということです。

ところが、川田委員の調べられた数字を見ましたけれども、初日は892人で、この日に売れたのは、雨でしたが1,685食売れているのです。1,685食で川田委員の892人しか入場者がないと、これは重複しない。しかし、明らかに1,685人の人が平城宮跡で食べておられるのですから、過少ではないかということは、証拠として一つ挙げます。

その次の1月30日は9,168食売れているのです。川田委員の数字は8,754人です。これも過少だと思います。だから、食べた人よりも少ない入場者数というのは、ちょっと腑に落ちないと思うところです。これは言っておきたいと思います。

3日目は6, 378食売れて、川田委員は1万193人、これは多いのですけれど、これは足りなくなって人のほうがあふれてしまったということで、この3日間の合計は約1万8,000食売れたのですけれど、川田委員の統計では約1万9,000人入られたと、3日間の差がこれだけありますので、そうなったのですけれども、この実数ではかるというのも大事です。来年はこのように、実数をはかるような技術を開発したいと思うので、県は、延べがあるということはどのくらいかというのは大きなポイントで、川田委員はどういうはかり方をされたかわかりませんが、食べられた実数よりも少な目にはかられているということは明確です。

これはいろいろ差を詰めながら、正確な入場者数は大事だという点は同意しますので、来年いいはかり方、効率的なはかり方ができるようになっています。

○川田委員 知事から今るるご説明いただいたのですが、根本的に違うのが、奈良県は会場の中でのカウントをされているのです、これが一つのエリアに関して、ここにあったかもんがあつて、ここが祭りのところだと。前から言いますが、この間の答弁でも確認しましたが、食べているあつたかもんの数というのは、今回はかったカウントに何の関係があるのですかというのと、関係がなかったわけです。歩いている方をカウントしているので関係ないです。あつたかもんの数もプラスして、それでその数字に上乘せして発表されているのであれば知事の言っておられることはわかるのですが、かちかちと押している方の南門でとった数値が4万4,000人ぐらいだったのです。この数値の中には、1万8,000人の数値は入っていないのです、後でプラスアルファはしていないのです。カウントでとった数字だと聞いているのです。(発言する者あり) 聞いてください、途中ですから。

だから、1万8,000食が売れた中で、本会場の中にも入られなくて、お帰りになったと思われる方が1,800人、5万1,000人の中には入っているのです。ところが、南門のところでカウントされていた4万4,000人の中には、この1万8,000食の数字は入っていない。ということは、4万4,000から1万8,000引けば……(発言する者あり) 入っていないと、この間の予算審査特別委員会でおっしゃっていたではないですか。

○田尻委員長 川田委員の質問が終わってから、もう一度答弁を求めますから、聞いてください。

○川田委員 だから、4万4,000人というのは、カウンターでとった数字なのです。それにプラスアルファとして目視で帰られたと思われる方が1,800人、北門やほかの

ところであります、その目視も足した合計が5万1,000人であると、そういうことで間違いはないですね。だから、4万4,000人というのは、カウントをとられた数ですから、あつたかもん広場云々のおわんの数は全然関係ないわけです。知事、聞いていただけますか。

(「聞いている、聞いている」と呼ぶ者あり)

関係ないのです。だから、代表質問のときにもありましたが、あつたかもんの広場で1万8,000食が売れたから、それだけ売れたのだと言われるけれど、そのカウントをとってプラスアルファで足しておられるのであれば、5万1,000人イコール4万4,000人プラス1万8,000人プラスとなっていた数があるのであればわかるのですが、その1万8,000は入っていないと言っているのです。これは、予算審査特別委員会の際に確認しました。

だから、逆に言えば、真ん中の南門で、カウントが上がっているのが4万4,000人です、初日、2日目、3日目全部入れて、あつたかもんは1万8,000食売れているでしょう、1万8,000人来て1万8,000人帰っただけで、本来であればその分、二重カウントではないですか。だから、そういうことを言っているのです。

知事は、先ほど誤差のない範囲でどのようにカウントするのかとおっしゃいましたが、我々はこの中に入ってくる、外枠で全部カウントしているので、この中に入って食事をされようが何をされようが、行ったり来たりは一切関係ないのです。この中に入ってきた方を全部カウントしていると、そこではかれば、バイアスは大きく省けるではないですか、そういうことです。

そのことを申し上げているわけで、簡単な話で、来年からは計測されるポイントを、外のエリアから中に入ってこられるカウントを数えれば、ただそれだけで済むだけと。余りにも我々の計測した数と違ったので、そこは知事がおっしゃるような難しいのです、行ったり来たりは振り分けできません。それを来年度からきちんととっていただいて、国庫補助金も受けられるのですか、国にも報告しなければいけないのかわからないのですが、そういった大切なお金を使って事業をするので、数字というのは正確にお願いしたいと申し上げているということです。

○荒井知事 来場者の点で誤解があるように思いますので、申し上げておきますが、4万4,000人は南門でカウントした数です。それは委員がご理解されているとおりで、それに上乗せして1万8,000人を足したわけではなく上乗せはしていません。だから、中

身で1万8,000食売れましたと、それで、1,800人はそのまま帰られたように、これは目視ではかりました。残りは、多分中に入られたらと推察はできますけれど、その推察を数で上乗せしているわけではありませんということはよろしいですね。よろしいですねと皆さんに確認していただいて。

すると、あったかもんの1万8,000食が4万4,000人の内数だということが、内数の1,800人を引いた内数だということが推察できるわけです。しかし、現実に入り口で数えたのが4万4,000人であったということですので、もしその4万4,000人であったのに、1万8,000食を上乗せしたら5万1,000人を超えてしまいますから、そういうわけではありませんということを改めて確認しておきたい、上乗せはもちろんしていませんということです。

だから、計測の場所は南門3カ所を通過された方で、そのときに1万8,000食も売れたのだから、その人たちが場内をうろうろしているはずだということで、川田委員のつくられた数では、1万8,000食も売れたのに、全体として1万9,000人ぐらいとして数えられているのは、日によっては明らかに過少なときもありますし、参考になりますということは先ほど申し上げたわけです。

1万8,000食は一つのメルクマールになるということを行っているわけで、その数自身をダブルに計上して5万1,000人をつくったわけではないということを、これはぜひとも重大な点ですので、ご確認しておきたいと思います。それでよろしいですね。

○川田委員 だから、我々は最初からそれを言ってるわけであって、あったかもんのことを言われるから、今のカウント件数に関しては、あったかもんは関係ないでしょうということ、外してくださいということを行っていたわけで、そこであったかもんを持ってこられるから、聞いている側からすれば、足しているのか、いや、足していないのか、なぜあったかもんの話がされるのかとなってくるので、今、正確にご説明させていただいたのは、その点は今知事がおっしゃったとおりであるということです、そこはやっと一致しました。

あったかもんの数が1万8,000食あったから、なぜ首を横に振られないとだめなのですか、説明しているのに。野村総務部長、この間から人が発言しているときに、首を横にばかり振って、言いたいことがあるのであれば、はっきり言えばいいではないですか。

(発言する者あり)

だから、大事なポイントですから、どっちが、これをとって、経済効果分析が全部これはでたらめなどと言っているわけではないので、今後きちんと計算を我々もしていきます

し、この数は、我々はあくまでも外のエリアでとったので、中の細かい話は関係なくはかっていますと申し上げているわけで、それにあつたかもんなどいろいろ言われるから、聞いている方がわからなくなってしまうと。だから、中で大きく動きがあれば、カウントなどいくらでも上がっていくわけですから、そういうとり方は普通はしないと申し上げたかったということです。

この点については、今後、来年度、期待もしていますが、最後に1点、代表質問のときに、3月中旬になれば経済効果もお示しいただけるとご答弁をいただいていたけれど、最後にそこをお聞きしたいと思います。

○荒井知事 経済効果の全容ではないのですけれども、最近、わかったこともありますので、申し上げたいと思います。

この冬はキャンペーンもしましたが、どれだけ宿泊者数が伸びるかというのが経済効果の大きな点です。1月、2月の宿泊者数ですけれども、冬の宿泊者数は23万人ぐらいしか奈良県はいないのです。全国で一番少ないと思いますし、奈良においても、夏の3分の1以下になっています。だから、オフのきわみだというわけですが、この1月、2月の宿泊者数はどれだけふえたのかというのが大きなメルクマールです。経済効果に直結します。

ネットクーポンに参加していただいたのが、じゃらん、楽天、ヤフー、るるぶと4社で協賛をして一緒にやりました。この4社で今までのところ、23万人あるうちの大体5万7,000人ほどをとっておられるので、県の宿泊者数の4分の1はこの4社で運んでおられるということです。その4社の速報値が出ており、1月、2月の4社の宿泊人の合計は、昨年、5万7,000人でしたが、約5割増しです。5万7,000人が5割増しの8万6,000人になりました。それは、確実な数字として出ています。また、4社の平均宿泊プラン価格も37.3%増加したと、これはプレミアム宿泊券の大きな効果だと思っています。そのような速報値が出ています。

また、別の統計ですけれども、統計に協力していただきます県内の主要11ホテルを含む18施設に聞き取り調査を県独自で行いました。1、2月の宿泊者数は、前年同期に比べて18.1%の伸びです。平均宿泊単価も10%から25%アップしたということです。経済効果の一番大事な宿泊者数、宿泊消費を伸ばす点では、プレミアム宿泊券と相まって大きな効果があったと思います。

そのほかの全体的な金額として、経済効果がどのくらい計算できるのかも大事ですので、それは今計算中ということです。

○川田委員 わかりました。11億円の経済効果をつくられると聞いていましたので、5万7,000人から、これは稼働率ですか、宿泊が37.7%増なのですか。これから計算していけば、効果というのは当然簡単に出てくるとは思うのですが、まだ提出はされていないのですが、知事に総括であり細かいことまでお聞きするのはいかがでしょうかと思い、予算審査特別委員会の中でもどういう計算方法になって、11億円が積み上がったのですかと質問したのですが、聞いていてもわからなかったので、方程式を書いて、11億円の根拠を出してくださいとお願いしていたのですが、まだ出てきていなくて、いただいている様子です。きょうはよろしいのですが、今後そういったものも、今後の審議の大きな対象の部分になると思いますので、ぜひご提出をいただき、経済効果ももう少し時間がかかるということですので、これもあわせてお示しいただければとお願いして、質疑を終わります。以上です。

○田尻委員長 今、川田委員から要請がありました、経済効果の方程式は部局別審査のときにも要請がありました。この点については真摯に受けとめていただいて、早急に方程式等をお示しをいただき、各委員にお配りをいただくと。

次の発言をお願いします。

○今井委員 2点について質問をします。

県庁職員の働き方の問題、それから、ホテル誘致の問題について質問します。

県庁職員の働き方の問題については、昨年12月の定例県議会で県庁の写真を示して、かなりの長時間の残業があるのではないかと質問したときに、知事はたまたま議会の前日だから、ふだんは早く帰っているのだけれども、この日は遅くまで残っていたのだとご答弁をされたと思います。私はほかの日でも遅いという写真もありますと、そんなやりとりをしたのですけれども、その後、この間の本会議のときに、阪口議員が同じようにまた写真を示して、県庁は遅い時間でも電気がついているということを示されたときに、知事はとても正直に、実はないしよで県庁の夜の写真を撮らせていましたというご答弁をされました。

それで、私は予算審査特別委員会の中で、一体誰が写真を撮っていたのですかと聞きましたら、人事課の職員が写真を撮っていたということで、午後10時以降でも県庁で働いている方がおられると、そして午後10時を過ぎると電気が消える率が高くなるということがあり、午後10時以降ですので、割り増し賃金が出ているはずなので、県庁でその写真を撮っていた期間、12月、1月、2月の期間でどのくらいの割り増し賃金を払ってい

たのか、その実績の資料を提出をしてくださいとお願いをしたところ、14日に質問したのが16日に資料を早く出していただきました。

この資料を見ますと、12月には18の所属で58人の方が2,398時間の勤務をされている。これは午後10時以降の時間帯です。1月は16所属で74人、2,264時間、2月は11所属で56人、1,552時間という数字をいただきました。この数字を比較する素材もないので、いろいろ見ながら考えていたのですけれども、午後10時以降残業される方は、午後10時にわざわざ県庁に来るわけではなくて、朝から出勤されて、そして2,398時間に至る以前、午後10時まで仕事をして、なおかつプラスと思うわけですけれども、私の解釈で問題ないでしょうか。

○荒井知事 そのとおりだと思います。午後10時以降の残業は、基本的にはしてはいけないと国でもなっていますし、午後10時以降は残業をしてはいけないことを守ったことはなかったですけれども、県庁では午後10時以降の残業は基本的にはしてはいけないということが職務管理の一環としてあります。

○今井委員 正確に言えば4時間45分の時間がプラスになりますが、5時間で計算しました。12月は平日の労働日が19日間ありましたので、58人の方が19日間、5時間残業しますと5,510時間になります。2,398時間の10時以降と合わせますと7,908時間になり、これを58人だけで割りますと、何と1人平均が136.3時間という、過労死を十分に超す時間の残業が行われていることをこの数字の中から読み取ったわけです。

ワークシェアリングで8時間働く労働者が何人いればこれだけの仕事がこなせるかと計算しますと、ここだけ見ましたら52人の人がいれば、この仕事がこなせるということになります。

それから、平成27年7月1日の総務警察委員会で提出された資料があります。総務部の職員の時間外勤務命令を出している時間の11月、12月の数字が出ていましたけれども、ちょうど1年前の12月は4,676時間、158人の職員が時間外命令を出されて残業をしていたという数字が示されています。管理職の方は時間外手当が出ないと聞いていますので、管理職を除く総務部の職員が何人いるのかを調べていただきましたところ166人おられると、そのうちの158人が時間外命令で残業していたということですので、午後10時以降の数字は県庁全体の中の午後10時以降の話ですけれども、これを広げてみたら、すごい時間の残業が行われていると理解をしましたがけれども、長時間労

働の問題と、きちんと残業代が出ていたのかどうかが大変気になります。

労働組合が2015年3月にまとめたアンケートを見ました。これでは、超過勤務の実態ということで、不払いの理由が予算がない、請求を控えたというのがあります。手当が完全支給されているという回答は37.9%で、4割にも満たしていない状況です。なぜ手当が支給されていないのかと理由を聞くと、みずから請求を控えたというのが31.3%、前年が23.5%ですので、請求を控える方がふえているということです。

それから、予算がないので残業代を出せないと言われたというのが29.4%、前年が8%ですので、予算がないから残業代を出せないという数字が非常にふえているというのが労働組合のアンケートの中から示されていますけれども、こうした長時間労働と不払い残業代についてはどのような認識を持っておられるのか、お尋ねします。

○荒井知事 幾つか重要な論点を述べられたと思います。

1つは、話が戻ると思いますが、今井委員が資料を出された写真、よろしければお届けしたいと思いますが、午後10時前、午後10時後というのをなぜ調べたのかということでしたけれども、明らかに午後10時前と午後10時後では、同じ場所で同じ日に撮っており、電気は午後10時後のほうがたくさん消えています。

なぜこんなことをして調べたかというのは、今井委員も阪口副委員長も1つだけ出され、1つだけでは、それ自身、間違いではないのですけれども、どこかの山の上のズームアップと同じように、それでみんな一事が万事だと思われるのはおかしい面があるというのが一つで、たくさん調べた上で、そのうちの平均値や通常だと言うのが、我々の大事な役目だということで調べたわけです。ご興味がありましたらお届けいたします。

○田尻委員長 知事、待ってください。

野村総務部長、資料が用意されているかのように聞き及んでいますが、今知事が見せられたのと同じ資料の準備はできているのですか。

○野村総務部長 小さい資料ですので、お配りしてよろしいですか。

○田尻委員長 委員の皆さんにお諮りをしますが、知事のほうで同じ資料を用意されていますので、これからお配りしてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、配ってください。

○荒井知事 もう少し調べたのですが、午後7時過ぎと午後10時過ぎでは明らかに違うことはわかるのですが、午後10時過ぎでも明かりがついているのが残念で、皆消えていけばすばらしいわけですが、このように幾つか撮っても続いているのが

残念なことです。

これが実態把握の一つのポイントだということと、もう一つは、今井委員がおっしゃったように、この残業がとてつごい残業とおっしゃったので、すごいかどうかは少し調べてみないといけないと思います。すご残業が常態化している部局もあるわけです。議会議中の財政課、人事季節の人事課、季節集中が激しくなるというので、繁忙期に調べるのと閑散期に調べるのでは大分違うということをしてどのようにするかは大きな課題です。

今井委員がおっしゃったように、人数をこれだけつぎこめばいいではないかというのに、繁忙期に財政課だけに、その残業代分の人数をふやしたら早く帰れるかというところでもなさそうなので、これはどの組織でも同じですけれども、職員の仕事に季節集中があるのをどう解決するかは、ワークマネジメントの大きな課題であると感じています。

もう一つは、残業代を削っているのではないか、残業代を出している県ごとの予算が少ないのではないかという点ですが、職員1人、一月当たりの超過勤務手当の支給時間数、時間ではかかっていますけれども、残業の単価は各県とも余り変わらないと聞いています。一千何百円ですか、余り変わらないと聞いていますが、時間数ではかかった比較はできるということで、平成25年度の数字では奈良県の時間数は13.8時間で、多いほうから全国14番目です。近畿では2番目に多いということで、職員の一部は、まだ少ない、支給が削られているとお感じかもしれません。そのように調べられたら、ある面、不満に思われる職員の人もあるかもしれませんが、超過勤務手当の単価には余り差がありませんので、時間数ではかかりますと、近畿では2番目で、他の県に比べては14番目ということで、これで胸を張れるかどうかは別にしても、よく言われます40何番目というランクではありませんと、確認のために申し上げておきたいと思います。

○今井委員 実予算審査特別委員会の部局別審査で取り上げた翌日に、日本共産党控室と私の事務所に県職員からの投書が寄せられています。この内容を見ますと、びっくりしたのですが、この質問をしたときに、人事課から総務部の各課に課長補佐を通じてこれから記録をとって議会に報告するから、残業するときは出退勤システムのタイムカードに先に通してから残業するようにと人事課の課長補佐を通じて口頭で指示があったという投書が寄せられたのですが、これが事実かどうかを確認していただきたいです。

○荒井知事 私の感じで言いますと、考えられないことです。証拠があれば、そういうことをおっしゃっていただければ処罰します。サービス残業を強いている今のお話ですから、これは名誉にもかかわりますし、そういうことをしてはいけないと知事が言っているわけで

すから、そういうことを言ったことはないと思いますけれども、大事な点ですので、調べますけれども、あり得ないことだと感じたのがまず、とりあえず反応です。

○今井委員 ぜひきちんと調べていただきたいと思います。

このことによって過労死をしても証拠が残らなくなったと職員が話をしているということも出ています。

県では、退庁簿という書類があるということで、退庁簿の管理期間についても、この間、資料が出ていましたが、1年半、退庁簿を保存すると示されていたのですがけれども、厚生労働省が出しています労働時間の正確な把握のためにということを見ますと、労働時間の記録に対する書類の保存は、3年間保存しなければならないとここには書いてあるのですがけれども、退庁簿は退勤するときに、職員が自分で時間を記入をして帰ると言われています。ここに書いてありますのは、右の上に課の名前、その下の表に部長と課長以下全員の氏名、目安となる退庁時間が印刷されていて、右側には退庁する職員本人が、退庁するときに、時間と氏名を自分で記入しますと書かれていますけれども、こういう内容であれば、当然3年間保存しなくてはならない記録の対象になるのではないかと思います、その点ではどう考えればよろしいでしょうか。

○荒井知事 時間外等退庁者名簿の保存期間は1年未満だそうです、これは県の文書管理規則の話ですので、必要ならば延ばしてもいいかと思います。

3年間保存しないといけないかどうかは、判断だと思いますけれども、無駄な書類を捨てろと言っていますので、必要のない書類かどうかという判断だと思いますので、もう少し吟味をして、わざと見ないで捨てるというわけではありません。これほど出退庁管理が話題になっていますので、もう少し残して分析をしたらというご示唆でしたら、そのようなことも検討したいと思います。

○今井委員 不払い残業代を請求する場合でしたら、2年さかのぼって請求できるとありますので、当然これは3年間の管理をしていただきたいとお願いしておきたいと思います。

私は、働き方の問題にこだわってずっと質問をしていますけれども、先日、厚生労働省の出している資料で、何というテーマだったか忘れましたが、2人目の子どもを出産する状況と、男性が育児、介護にかかわる時間が正比例していると出ていました。ほとんど育児、介護に男性がかかわらない場合のところは、8年間に2人目が生まれたかどうかを調査をしていますけれども、2人目ができたというところが1割弱ということです。

その一方で、6時間以上は育児や介護に男性の応援があるというところは、6割から7

割ぐらい2人目の子どもが生まれているという数字が出ています。今、奈良県の大変重要な課題に少子化の問題などがありますけれども、やはり県庁の足元から働きやすい職場をきちんとしていくことが、県庁は奈良県で最大の職場ですので、県の全体の働き方に大きな影響を与えることになるのではないかと考えていますので、ぜひこの点については力を入れて進めていっていただきたいと思っています。

県で働き方についての組織をつくって検討すると聞いていますが、そこには労働者の代表などは参加されているのでしょうか。

○荒井知事 県の中の職層で、組合とは働き方の改善をしようという宣言を、私と職員労働組合の委員長で奈良県ワーク・ライフ・バランス推進労使宣言をしました。職員労働組合中央執行委員長と意気投合したという面があり、働き方の改善をしよう、定時退庁などを中心にしようということを宣言して取り組んでいます。

県庁のワーク・ライフ・バランス、あるいはワークマネジメントと言っていますけれども、働き方をどのように改革するのかは勉強中です。その勉強は日本人の働き方の基本的なところが、未解決なところが多いのではないかと思います。割と長い間にわたって勉強してきたテーマですけれども、労働基準法は強行法規ですが、労働基準法などの法規と現場とが乖離しているのが日本の労働市場の特徴だそうですが、それがいろいろなところであらわれているように思います。それを判決が埋めていると聞いていますので、少なくとも県庁の職場では、現場と法規と合うのは当然ですけれども、改革の努力をしてやり方についての考え方を変えると、随分働きやすくなるのではないかとということも視野に入れて勉強に取り組んでいます。これは労使交渉とは少し違う局面ですので、一緒によい働き方を探し出そうという点で、しばらく職員労働組合の人がメンバーに、県庁の職員と勉強している段階だと思っています。

外部の有識者の意見を求め始めている段階だと思っていますけれども、もう少し具体的なアイデアが出てきますと、これではどうかということ職員とも当然対話しなければいけない話だと思いますので、ステージが進んでいくように思っています。

○今井委員 いろいろな方々の知恵を集めて、奈良県らしい働きやすい環境づくりをぜひ進めていっていただきたいとお願いしておきます。

それから、ホテル誘致の問題です。

3月3日にJWマリオットが決まったということで、ホテル誘致は知事就任以来の悲願ではないかと受けとめていますけれども、奈良県と、森トラスト株式会社とJWマリオット

トの関係がよくわからないということがあり、予算審査特別委員会の中でも確認をしました。

森トラスト株式会社が県の土地を購入をして、そこにホテルを建設して、運営をJWマリオットがされると聞きましたけれども、3月3日に決まった内容は、私としては、契約がきちんと結ばれているという解釈だったのですけれども、質問してしましたら、県と森トラスト株式会社とは、契約はまだこれからですと言われていました。森トラスト株式会社とJWマリオットは契約をされたのですかと聞きましたら、そこは契約を結んでいると思います。そうしたら、森トラスト株式会社とJWマリオットの間の契約について、奈良県はきちんと知らされているのですかと聞きましたら、そこはまだ知らされていないということで本当に大丈夫かと非常に心配をしています。

森トラスト株式会社のホームページを拝見したところ、完成予想パースということで7階建ての150室のホテルのイメージ図などが紹介されており、ホームページの一番最後の1行に、上記は2016年3月現在の計画であり、今後予告なく変更する場合がございますという記載があります。そうになりましたら、契約がきちんと結ばれていなくて、今後変更することもありますという状況の中でホテルが決まったと。4月からは新しい大宮通り新ホテル交流拠点事業のプロジェクトの部署も立ち上げて、220億円の債務負担行為のお金を使って周辺の整備、設計もいろいろすることが具体化をされてきていますけれども、そのところがはっきりしないままに、こうしたことを具体化をすることは、もし何かうまくいかない状況に陥った場合に問題が起きてくるのではないかと大変心配をしています。その点ではどのようにお考えになっているのか、お尋ねします。

○荒井知事 県営プール跡地の県有地ですけれども、これから開発されるのが3種類あります。森トラスト株式会社と県が交渉して仮契約まで結んでいますが、ある条件のもとで、ホテルを設置される、これは投資家として設置される、運営者は別で、その運営者との関係が森トラスト株式会社とJWマリオットの間で結ばれたと、これは民民の契約です。もう一つはNHKですが、NHKの敷地も県とNHKの仮契約になっています。県が交渉権者との契約を正式に結ぶのはこれからです。

ホテルについて、森トラスト株式会社は投資家ですので、森トラスト株式会社が投資されるホテルの条件が厳しく書いています。高さ制限や、いろいろな環境整備などは条件として書いています。それと、奈良県に不足している国際級の高級ホテル、4つ星以上という条件も書いていますので、そのような諸条件を守られた上でのJWマリオットとの民民

の契約です。中身は民民の契約ですので、いろいろ複雑で、企業間の秘密に関するところがたくさんあるように伺います。

それについては民民の契約で任せ、県は森トラスト株式会社との契約をこれから正式に向けてやる、それは森トラスト株式会社にとってみれば、残りのバスターミナルやコンベンションがきちんとできるかどうかを、ホテルをつくるための絶対的条件になると思いますので、それが先に、2月定例県議会が終わって、次の6月定例県議会までに申請の相手と申請書を確認して判断することになります。

順番としてはそのようなことですので、ホテルの内容は県が森トラスト株式会社に示した全体の仕様の中に入っていますので、その中であれば変更は幾つも出てくると思いますが、県は今決まった運営者のJWマリオットに直接関与する契約上の権限は何もありません。それはほかのどこの敷地で建てられたホテルの元地権者といいますか、所有者ということになりますので、ホテルの経営について関与する権限はないわけです。ただ、大きな複合的な施設ですので、複合的な目的が発揮されるように、森トラスト株式会社とJWマリオット、県と森トラスト株式会社との間の契約を、次の6月定例県議会までに確定するのが大きな仕事になってくると思います。その節はよろしくお願い申し上げます。

○今井委員 仮契約は結ばれているということで、今後、奈良県が本当に大型複合施設などをきちんとつくるかどうかを見た上で、森トラスト株式会社と奈良県が正式契約を結ぶという考え方でよろしいのでしょうか。

それで、ホテルを核としたというのがずっとこの事業の一番中心の名前で来ているように思うのです。ですから、思いますのは、そのホテルのところはもう一つはっきりしないままに周辺事業を進めていって、もしホテルがうまくいかなかったようなことになれば、県民の多額の税金をつぎ込んでいきますから、そのあたりの不安を非常に感じていますが、逆に森トラスト株式会社からすれば、県がきちんとそれをやってくれるのかどうか様子を見ているという、何か駆け引きのような感じがしているわけですが、こうした契約の関係は、きちんと契約をしてから進むべきだと思っているのです。最近、JWマリオットホテルの契約が、3月20日の朝日デジタルのニュースを見ましたら、マリオットのシェラトン買収白紙にという記事を見て、やはり契約をきちんとしてからでも、この事業を県民に説明して進めるという順番でも遅くないのではないかと考えているわけですが、その点について、いや、大丈夫ですということなのかどうかを確認しておきたいと思えます。

○荒井知事 今、今井委員がおっしゃった契約の中で、最初におっしゃったのが、森トラスト株式会社とJWマリオットの契約、これは民民ですけれども、正式に結ばれています。しかも、県営プール跡地の場所にJWマリオットがつくるという契約ですので、それは森トラスト株式会社の投資とJWマリオットの契約ですので、あの場所であるということは確定をしています。

その場所の周りの立地環境、工場が来るにしろホテルが来るにしろ、立地環境を整備するのが県の仕事ですので、国際コンベンションホールやバスターミナル、駐車場など、全て奈良県が観光地なのにない施設ばかりで、これを複合的に集中してつくろうというのが、県営プール跡地の計画ですので、それは幾度も、何年にもわたり説明を申し上げてきたところです。

そういう場所と立地、環境がないために、奈良県には国際級のホテルが一つもない観光地、客室数も一番少ない観光地になってしまっているのが私の分析です。ところが、JWマリオットと、森トラスト株式会社と東京で話をしましたが、奈良はすごく潜在力がある、ポテンシャルはありますと、それを使っていないのではないですかというのが、世界で一番大きいあのJWマリオットの代表の感触であります。

なぜ使わなかったのかというのは、彼ら自身も不思議で、使わないから進出する企業がなかったわけですけれども、よく調べてみるとというのが今回で実現したわけです。よく調べていただいて、進出を決めていただいた。しかも、文字どおり世界のトップクラスのホテルのグループ、これは5,500万人の会員がいます。JWマリオットが奈良に行くとニュースがどんどん出ていますけれども、JWマリオットのフォロワーがたくさんおられるわけで、奈良に行きたいけれども、泊まるホテルがなかったけれども、奈良にできたから泊まろうと、大阪にも行くけれど、京都にも行くけれど、泊まろうという人が自然とできるのがJWマリオットのグループとしての値打ちですので、それが大きく期待できるのが今度の国際級のトップレベルのホテルの一番大事な点です。

ホテルだけが田んぼの中にぽつんと建つのでは、なかなか世界の観光客は来ないので、奈良に不足しているアクセスの面や食事など観光地としてのにぎわいを追加しようと、ホテルを核にしますけれども、にぎわいの拠点、交流の拠点にしようという複合的なことを何度も議会に説明して、大方の賛同を得て、予算を順次つけていただきましたが、投資家と運営者だけが決定しなかったのが、やっと決定したということです。

契約の中身は、民民の契約はのぞき見ることも余りできない話だと思いますけれども、

県と森トラスト株式会社の契約は確固たるものです。正式か仮かということになりますので、仮に結んでいろいろ話を進めないと、仮でも結んでいかなければ、JWマリオットに来なさいという交渉もできませんので、本契約ありきというのは、段階的に契約をせざるを得ないと思います。今や本契約直前になってきていますので、本契約もご承認いただきたいと思う次第です。

○今井委員 お話を聞かせていただきましたが、相当な税金をつぎ込んでやろうという事業ですので、きちんと本契約を得て、そして進めるべきではないかと申し上げて終わります。

○田尻委員長 審議の途中でありますが、しばらく休憩をしまして、3時10分再開とします。

14:48分 休憩

15:12分 再開

○田尻委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、質疑をお願いします。

○小泉委員 1つだけ簡単に質問します。

教育費の予算で中世の城郭の調査事業が上がっており、奈良県下にある約300カ所の城郭の調査をして、データ化するという事業ですけれども、そこで思いついたのは、中近世、とりわけお城に関する問題で、奈良県は300カ所はあるわけで、びっくりしたのです。そういう点で、奈良県そのものは全国的にも、世界的にも古代のものが有名ですけれども、中世は忘れられている感じがしており、これに対する奈良県としての考え方、取り組み方は、一体どういうものがあるのか、どう考えておられるのかお聞かせ願いたいので質問をします。

○荒井知事 委員がおっしゃったように、奈良県といえば古代というのが代表選手ですが、その後、平安京に都が移り、公家文化にあって、公家は奈良県には余りおられなくなった。公家が門跡になったり、奈良県に来られて立派なお坊さんになった方もおられたという時代が平安時代になり、そこから鎌倉時代になりますと、保元・平治の乱で、平清盛、平重衡が東大寺を焼いてしまったと。焼いた後の復興に源頼朝とつき合いが深くなって、今鎌倉次代の仏像が奈良に随分ある。運慶、快慶、大仏殿の南大門の仏様も鎌倉時代の仏様です。公家文化から武家文化にかわるときの、中世から近世にかわる時代の大きな奈良の文化財の中身です。

近世に入りますと侍文化になりますけれども、侍も刀で人を切っていたばかりではなくて、文化も大変愛されたということですが、お茶の発祥ですとか、村田珠光のようなお茶の発祥も奈良ですし、武家文化の貢献も無形文化という形になろうかと思いますが、そのような歴史にも名を残す活動がこの地であったように思います。

武士文化がずっと明治まで続いて、委員がお述べの城郭を中心とした武家の文化が形として残っているという意味では、城郭は大きな証拠ですけれども、そのほか、後醍醐天皇の時代の公家文化に移るときの南朝や、北畠親房の周辺の地があるとか、いろいろ京都に、都に近い南の奥地といった地勢があります。安土桃山時代の織田信長の時代には松永久秀の信貴山城や、島左近の信長、明智光秀とのつき合いの中で名をはせた人も奈良におられるということで、多分お城を見るだけでは、多聞城や信貴山城の意味などわからない面があるかと思いますが、その歴史の流れの中での地域としての奈良県の位置づけを、もう一度捉え直して発信するのは一つ重要な事項ではないかと思います。

とりわけ国民文化祭に向けて、源流といったとき、古代の源流もありますが、近世の源流も、能、お茶、茶道など、いろいろな文化の源流が奈良で、京都から少し離れた古都といったことでもありますし、門跡がたくさんあり、公家文化の避難場所のような意味がありましたので、いろいろ奥深いところがあるように思います。

城郭もその一つですけれども、中世、公家文化全体を捉えて、武家の安らぎになった禅宗は、余り奈良ではないのかもしれませんが、そのあたりを、ないならないでの中世を見直す文化、中世をネタにした文化振興は、新しい切り口、角度かと思うところです。

○小泉委員 知事の思いを述べていただきました。

中世、近世は余り日が当たらない感じがしていますけれども、奈良県の、古代のいろいろな文化遺産と競合しながら、近世、中世の遺産をどう活用していくかを考えていってもらわなければいけないのではないかと考えており、これは一つの例ですが、大和郡山市では、郡山城址がありますけれども、今、郡山城址は石垣を復旧して、そこから金箔の瓦が出てきたという話があり、しかし、大和郡山市では、来年ぐらいに、お城から、展望ができるようにしていくとになっていったわけです。上がっていただいたら、多分、知事も知っておられると思うのですが、松の木がなくなったりいろいろしますと、奈良県の大和平野が一望に見えるという、非常に景色のいい城郭で、そういうところも含めて、お城の歴史をしっかりと皆さん方に知っていただいて、そういう展示ではないのですけれども、どう活用していくかと。

大和郡山市のことでよく、言われているのですけれども、法隆寺から薬師寺、唐招提寺、奈良という観光ルートも、郡山城の横に城廻り線という道が通っているわけです。これで郡山高校が一部撤去していくことになっていきますと、あの広いところに駐車場ができて、法隆寺や奈良から来るところに、一旦、郡山城を見ていきながら観光資源にしていけるのではないかと、これは一つの私の案ですけれども、思ったりしています。そういうことの活用もしながら、中世と、古代をつなげていく観光ルートも含めて、考えていってもらうことが必要ではないかと思っていますので、再答弁は結構ですけれども、奈良県の観光を、誘客のために頑張っていたらありがたいと思い、質問を終わります。以上です。

○荻田委員 知事に対して数点質問をします。

まず、市町村支援のことについてです。

平成16年、平成17年ですが、平成の大合併がありました。時として、くしくも4つの新たなる市の誕生になりました。奈良市、五條市、葛城市、宇陀市という形で、それぞれの市町村合併が進みました。

もっともっと市町村合併が進むであろうと期待を込めて思っていました。それぞれ町村や市域でのいろいろな課題があって、今日的に39市町村になっています。

あの当時を想定をして、もう少し頑張って、隣の県の三重県では、伊賀市が非常に広範囲な町村を合併をして、上野市が主体として伊賀市になりました。こういったところが、今日的な課題である市町村支援に結びついているのではないかと思ったりします。

そういう中で、ますます市町村の状況は大変な形になっていると。ましてや、人口減少が著しく起こってくるだろうといったところです。平成27年国勢調査の速報値では、人口減少率、全国ワースト20の自治体に奈良県の市町村が6団体入る。奈良県の人口減少は、深刻な状況という速報値でもあります。

片や、大阪府田尻町は、関西国際空港を控えて立派に町政を運用しておられます。この町域は狭いのですが、固定資産税や事業税をいただきながら頑張っている地域です。このところが、20歳から39歳の女性の人口が3.8%、4%伸びてきたところです。こういった中で、子育て支援のあり方は充実している、それが財政の安定化につながっているのですという町長の発想でもありました。特にこれから先、若い人の意見を十分に聞く、子育て支援のあり方をしっかりと県で支えていくなどが大きく望まれるところですし、今年度、地方版総合戦略策定をして、地域のあり方についてどのような対応がいいのかを、それぞれの県下の市町村は出さなくてはならないそうです。

そこで、地域の活力の維持、向上のために、県庁職員のそれぞれの県庁力を結集をして、市町村に向けての支援をしていただくことが重要ではないかと考えています。奈良モデルのあり方検討委員会なども含めて、今後、知事として、このあり方についてどのように進めていかれようとしているのか、まずそこをお聞かせください。

○荒井知事 これからの地方自治といいますか、日本の国の人口減少社会の中で、日本の国のもたせ方ということだろうと思いますが、合併で行政サービスをもたすのが限界に来ているように思います。明治の初め、7万1,000あった地方自治体が、1,700までになってしまった。明治、昭和、平成と、合併に次ぐ合併でここまで来たわけですが、合併をしますと行政機関は大きなエリアを抱えますし、集中しますので、ある程度強くなりますけども、これも限界があるのではないかと思います。

しかし、基礎自治体はとても大事な、基礎自治体のない国はないわけですので、住民に一番密着した、日本では市町村が地方自治、住民自治を基本に行政サービスをするのが大基本だろうと思います。

奈良県においては、県は市町村を助けようという奈良モデルを採用して、合併を進めるのではなく、連携をしてやろうと、合併よりも連携を強化して、行政の効率化を図ろうと足を踏み出したわけですが、成果は目覚ましいものがあるように思っています。国でも、新しい地方自治の形として注目をされ始めているように思います。

県庁職員が市町村との連携を大変強化していただき、市町村との交流も大変盛んになってきて、議会では市町村の支援のスキームとして、協定があればまちづくり、その他でハードの4分の1は県が負担しますと、協定に基づく連携、協働というやり方をされて、これまでの明治以来の合併による中央主導の行政維持から、地方が自立して、できるだけ独立心を旺盛にして連携していくことを基本に、奈良県ではしていきたいと思っています。

弱いもの同士だけではなしに、県が加わることにより、多少でもその骨格が強くなればという試みであろうかと思います。ぜひご支援を賜りたく存じます。

○荻田委員 いただきました今の答弁のとおりだろうと思いますし、国においてもこういった事例を知事からの総務省の職員などにも説明をされるなど、いろいろな形で奈良モデル方式という形を取り入れて全国に奨励をされるころだと思えます。まちづくり包括協定も一体的なハード面とソフト面と両面でもって奈良モデルとして支えていくということですし、これからもそういった思いで、地方創生、特にまち・ひと・しごとという好循環型経済の構築に向けてより一層進めていただけるよう要望をしたいと思います。

それから2問目は、障害者支援について申し上げてきました。特に知的障害者の方は、奈良県において平成27年3月現在で1万1,000人おられると、施設、事業所は453カ所にあるということです。特にこのごろ私も自分のことのように知的障害者の方々により一層目を向けなくてはならないという思いです。冬の12月から3月ごろまで、ずっと自転車で早朝から送ってこられ、奈良東養護学校のバスが迎えに来る。お母さんが子どもを自転車に乗せながら、それぞれの地域地域での知的障害者の、子どもたちのそういったところを見るにつけ、私たちができることがあれば率先してお役に立ちたいという思いを新たにしているわけです。

その折に、奈良市内で知的障害者施設を建てたいという話がありました。その地域で事業者と自治会の方々が集まり、事業者から説明をされた。そのときには知的障害が重度であるのか軽度であるのかという話でした。しかし、そういったことにはっきりと答えることが不安であったものですから、後で文書で、回答させていただくということでした。もう1点は刑務所に入っておられて、刑期が満期になり出てこられたが、知的障害者のための施設にしか行けないというそんな人たちを迎え入れるのかという話もありました。実情としては法務省は、そういったところに入所をさせなくてはならないということは指導上は入っているわけですが、地域の方々の思いを鑑みてなかなかそれとも言えなかった。後日、文書で通知をされた。

集会をされた明るる日には町内会の作業奉仕の中で町民の方々は、私はこの前の予算審査特別委員会では、気違いの施設が来ることによってこの村の将来はない、気違い施設、これは今、差別的な発言になっていますが、ありのままに、私は申し上げました。精神薄弱者の施設という意味です。こういった差別に対する偏見はいまだに延々とある実情を鑑みて、私たちは生まれ育ってきて、この世を終えんするまで生かされて、この世に私たちは生かされていますけれども、決して生きているわけではない。そんな思いのときに、弱者に対する思いがより一層強くなるわけです。こういった方々が行く施設は本来、公共でいろいろな形でやらなくてはならないと思いますけれども、今は国も地域に帰って地域で包括ケアの状況を守ってくださいという言い方になっています。しかし、どうしてもそういった施設が要るものですから、何としましてもつくり上げたい。しかし、市町村で開発同意を得るには地元の意見を求めますというものが、入っているものですから、加えて地元はこんなものが来てしまったら困ると。的確な回答ではないのですけれども、そういったことで承服しかねると一言の言葉をもって伝えている実態です。

奈良市の一部のところでこういった話があるのかと思えば、どこでもあるようです。だからこそ、弱者に対する思い、特に知的障害者に対する思い、このことは私たちは心から同じ目線で考え、行動していかななくてはならない、という思いをより一層強めているのですが、知事として私が申し上げた点について、県としての施策、意見があればお聞かせください。

○荒井知事 奈良県では障害者とともに暮らそうという概念での、考え方でこの4月から条例を全面施行します。障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例という立派な名前です。奈良県の障害者の施策の中では、例えば働き方の障害者就労については高い実績を上げています。障害者の雇用も大変立派にさせていただいています。障害者の方には働き場所とともに生活のしやすい住宅、住まいなどを中心に住宅、それと体的にもハンディを負っておられる面もありますので、体、医療といった3点セットを充実させるのが奈良県の目標です。そのときになかなか施策が進まない面がありますが、総論と各論が乖離する傾向が強い分野ですが、奈良県は実践をいろいろ積み重ねようとしてきており、数年前の議会でお認めいただいた精神病患者の医療費助成を全国的にも大変高度なものにさせていただきました。あるいは精神病患者の、先ほど犯罪を犯した触法と言われる方の精神病患者の病棟は大和郡山市の松籟荘が近畿で一つ、まだ一つではないかと思いますがありますし、あまり知られていませんけれども、大変立派な実績もあります。

一般のまちに出てみますと、障害者の親が亡くなられても県営住宅で住まいは面倒を見ますということを確認してきたと思っていますけれども、県営住宅に入居していただく場合にやはり抵抗があるのが実情です。一つ一つ大丈夫ということを具体的に実現していかなければいけないと思っています。それには社会の個人個人もそうですが、社会のメンタリティーを変える必要があろうかと。マインドという分野で捉えていますけれども、障害者も普通の人です、少し気をつけなければいけない。山にモノレールで登っていただく、バリアフリーをする必要はありますが、その人の扱いをできる社会かどうかを、一つ一つ実践を重ねてしなければいけないと思っています。楽しく暮らして、生きがいを持って暮らしていただかないといけないと思います。来年は全国障害者芸術・文化祭を奈良県が実施しますが、国民文化祭と一体開催をするのが全国で初めてです。ノーマライゼーションの実践、展示ができる場にしたいと思いますが、少しでも奈良県に住んでおられる方のメンタリティーが前向きに変わっていけばと思っています。県民の方も啓発する、啓蒙するというほどの立場ではありませんが、県庁としてはそのような実践の現場をつくり上

げながら、障害者が暮らしやすい奈良県になればとつくづく思っている次第です。

○荻田委員 どちらにしてもこういった差別事象に啓蒙、啓発して、あらゆる差別に私たちも含めてですけれども、県庁職員もそういった思いでこの差別をなくしていく。基本的人権としては、法のもとに平等であるということです。弱い方々にそういった思いを向き合うという方向で頑張っていたら。それから市町村に対してもこういった事例があったということも、学習会や人権学習やいろいろなところでお話をさせていただくことを要望しておきたいと思います。

それから今、知事がおっしゃいました松籟荘は現在、独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センターという名称に変わっています。そして何ととっても奈良県の知的障害者支援に一番最前線で頑張っている施設といえ、県立登美学園が古くからあり、園長ともいろいろな話を聞かせていただきながら、施設のあり方についても私自身も勉強していますので、しっかりと対応をお願いします。

次に、産業政策の推進について、これから人口減少、少子高齢化が進んでいく中であって、まち・ひと・しごとという好循環型な経済をどんどん進めていかななくてはならない時期です。そこで、奈良県としてきらりと光る本県独自の産業政策を進めていくことが最も重要ではないかと、思うところです。そういった中で本県の産業政策についてどのように今後、まち・ひと・しごとの地方創生につなげられる施策について知事からお伺いをしたいと思います。

○荒井知事 産業政策は、委員は簡単におっしゃいましたけれど、最も重要だと日ごろから言っておられますし、私もそう思います。奈良県で一番欠けているのは仕事の間だと思えます。仕事の間がないために若い人が県外へ就業、優秀な方はどんどん行ってしまわれる。また、女性の仕事の間が近くにないために、働く能力のある女性がたくさんおられますけれども、そういう機会もないのが奈良県のかねてからの構造的な弱点でした。今まで人口がふえている時代は大阪に働き場があって、奈良で住まうパターンが大変よかったです。大阪の経済的な地盤が沈下している中で給与が減ってきていますので、奈良独自で地域の産業興しをしないといけないと認識をしています。一朝一夕になりませんが、どのように興していくのかというのは課題です。

しかし、ほかの県の様子を見てみますと長年にわたって、されている県とされていない県があって随分差が出ていました。例えば大分県はGDPは奈良県の何割も上ですけど、人口は奈良県よりも少ないわけです。これは歴代知事が産業興しを一村一品から随分取り

組んでこられた成果が今やと何十年かたって、何十年とは大げさですけども、20年か30年たって成果があらわれてきているということですが、今、時代が速いので、奈良県も今取りかかれば奈良県のような土地が狭隘な場所で、港もない場所でも新しい産業が出てくる可能性もありますし、奈良県でもグローバルニッチトップと言われる世界のマーケット、大きなシェアを占めておられる企業もあります。奈良県に住む者としても、そのような企業は奈良県政の安定的な発展のためにとっても大事だとより強く認識をして、県が進めようとしている産業興しの投資にご賛同いただけたらと思います。今までその面の投資が少なかった面があるかと感じています。

もう一つは、県内でも事業をされている方は、もちろんおられるわけですが、奈良商工という立派な日本に冠たる高校もありましたし、そのような地元の商工の発達を通じて人の仕事の間を与えるのは大きなことです。そのような奈良での地場産業の振興のために、後継者の不足は農業でもそうですが、大きな課題です。後継者の確保はいろいろ難しい面がありますが、自分の子どもが継がなくてもいろいろ縁のある人またはリクルートをして、継いで、その事業を継承してもらうのは日本中の大きな課題ですので、後継者承継、後継者育成、確保にも取り組んでいきたいと思っています。

いろいろなことを想像して、企業誘致はその一つですけども、企業誘致の面では大変効果が上がってきており、今、工場用地が不足して地面がない。奈良県は便利になったから地面があればすぐ行くといった要望がどんどん来ていますので、これからは工業ゾーンの造成も喫緊の課題のように思います。いろいろな分野でおくれを取り戻すのが大きな課題ですが、全体の目標を言えば、委員がおっしゃられましたひと・まち・しごとの仕事の間をつくるのが大きな目標として、経済構造改革をしていくべき地域になっているのかという認識です。

○荻田委員 今、知事から平松知事の大分県の話が出まして、皆さんも下町のナポレオンを焼酎でよく飲まれたと思うのですが、名づけ親がたしか同じ大分県であのとき、たしか運輸族でもあったけれど、佐藤文生さんが、郵政大臣になっておられて私に実はこうなのだからと言って、昔の話ですが、一村一品運動を積み重ねた結果、そういったところに数字的に上がっていると。すぐにやって効果が出るものではありませんし、もちろん今のまち・ひと・しごとというのは工場や働く場所が何とかあれば人が集まって、そこでいろいろなまちの方々と利用があって、そして明るいまちづくりができるという、簡単であって一番難しいことですが、これからもそういった思いで頑張っていただきたいと思います。

それから県立の奈良商工という話がありました。あれは今、奈良県立朱雀高等学校とい
います。ここには県議会議長も私も同じ卒業生です。大変懐かしい名前を聞かせていた
いで、この際に何とか県立奈良商工高等学校に戻らないものかと、思ったりしています。
学生の時代あるいはもっと先輩たちは家が商売していると、必ずおまえは頭がよくても後
を継がないといけない、そういうことで優秀な方が多かったです。私たちの時代から程
度のほどがよろしくなくなったのですが、とにかく、そういった思いも共有していただ
くのはありがたいことだと思っております。

まち・ひと・しごとという好循環な経済を構築していく意味では道半ばで大変だろうと
思いますが、企業立地などでしっかりと向き合っていただきたいと思っております。

それから大宮通り新ホテル・交流拠点について、2020年の東京オリンピックに向け
て大宮通り新ホテル・交流拠点整備を着実に進めるということです。先ほども今井委員か
らお話がありましたし、あえて私が申すまでもなく、四つ星ホテル、JWマリオットが来
られる。マリオット・インターナショナルで会員の方々が全世界で5,500万人おられ
るところで着実に頑張っておられる、世界屈指のホテルが来られると。今、森トラ
スト株式会社との間は仮契約であるようですけれども、森トラスト株式会社も立派な企業
ですし、私はこの際、安心して任せておいても大丈夫と思っております。

私は随分申し上げていますように、ホテルを核としたまちづくりが一体的に整備をされ
て初めてホテルの運営が成り立つものと思っていますから、コンベンションの施設、ター
ミナル、外販店、映画館、NHK会館が連綿として整備をされることによって初めて、こ
のホテルへ来てよかったと言えることですので、今プロポーザルで公募をやっておられ
るので、結果を見てだろうと思っておりますが、今申し上げた点について知事の決意を改めてお聞
かせください。

○荒井知事 委員がお述べようにホテルだけではなく周りの環境、料飲あるいはにぎわい
で、奈良には夜のにぎわいが楽しめる場所がないとずっと言われてきて久しいわけです。
あるいは交通が不便で大きなコンベンションができない、全国知事会も一度もできない県
ですので、そのような評判を払拭するプロジェクトと思っております。NHKも来る、複合的な
空間になるということです。NHKと森トラスト株式会社との本契約と並行して、事業者
との契約をこの3月下旬には決定する予定で、今、担当職員で選定、公募がありましたの
で、選定の手続きを進めています。その内容、事業者の決定がありましたら事業者との契約
をしたいと思っております。6月定例県議会には契約のご承認をいただきたいと思っております。

いただきますと直ちに設計に取り組み、県の事業としての立地環境の整備を本格化させていきたいと思いをします。

コンベンションホールなどの諸施設は奈良県の観光のパターンを変えるために必要不可欠だと認識をしています。今までに違うパターンの観光地で、結果的にレベルの高い人たちが奈良県には来れない、実際に泊まれないといった実情でしたので、これをきっかけに奈良県の誇りにもなるホテルであり、県営プール跡地で再開発であり、その近辺にこれから平城宮跡と奈良公園を結ぶ大宮通りや三条通りに大きな観光の、上質な投資が進みますようにという願いがこもっています。ぜひ引き続きご支援賜りたいと思うプロジェクトです。

○荻田委員 しっかり頑張ってください3月末には、そういった事業者決定をされることを心待ちにしたいと思いをします。

次に、工業ゾーン創出プロジェクトについて、立地、企業誘致をするということの中で、何としても動脈である国土軸がしっかりしなくてはならないと十分頑張ってくださいました。京奈和自動車道も随分、前を向いて頑張ってくださいています。引き続いて残りの事業をしっかりやらなくてはと思ったりしています。

今、工業ゾーン創出をするためにどのようにうまく対応できるのかと思ったときに、平成21年に、都市計画の線引きの見直しに市街化調整区域を工業地ゾーンとしたいというところもありました。しかし、それぞれの土地をお持ちの農業に従事される方々は、それはいいことなのだけれど、工業地が実際に操業されて初めて私たちのなりわいというものがあると。しかしながら、用途地域が見直された段階、市街化調整区域から工業地になって毎年毎年、4月1日付になります、それによって固定資産税の税額が変わってしまうということでこの工業地の操業までの間が随分時間がかかる中で、県は市町村支援のあり方やいろいろなことで共存共栄という立場でご配慮をいただいています。それぞれのまちづくりも進んでいますから、こういったところに特に税制の措置など何か加えることができれば、うまくスムーズに行くのではないかと。これだけではないと思いをしますが、そういった点で知事で何かご意見があったら聞かせてください。

○荒井知事 工業ゾーン、商業ゾーンを、どのように造成するかということです。委員がご案内のように土地は市街化調整区域と市街化区域を、市街化区域には用途地域があって住宅、商業、工業と3つがある。奈良県は全国の中でその工業用途が一番少ない県で、11%ぐらいだったとは思いますが、住宅は80%以上で圧倒的に多いという県です。住宅

偏重が際立った土地利用ということです。そのために、住宅は住民税を納めていただいているのですが、雇用が住宅地にはあまりありません。住宅を建てる時には雇用がありますけれども、建ててからはケアをする支出はありますけれど、なかなかない。工業ゾーン、商業ゾーンになりますと、その地域の中で経済が循環する可能性が出てくるということで、とても大事な用途です。その用途が少ないので、例えば工業ゾーンの用地造成をどのように進めるかが、課題です。いろいろなディベロッパーの方が出てこられて、奈良県は土地買収、造成が難しいとよくおっしゃるわけです。

実際、奈良県が取りかかっている五條のインターチェンジの前の県の産業用地造成でも1人の方が反対をされて、一部ですけれども、反対をされて進まない状況で、ほかの人が賛成されていてもそのような状況で、地権者の方の氣息が合わないと、まだらであると工業ゾーンができませんので、全部そろってオーケーにならないとできません。工業ゾーンについては、公共用地と違って強制収用は余りなじみませんので、市町村が地権者の方と話し合われて、ここを工業ゾーンにしようと、農業はまた別のところでしようと話し合われて進むのが各地の例です。

港のあるところは先ほどの大分県でも北九州、福岡県でも埋立地を造成して、40ヘクタールも造成しましたと、ここに工業いらっしゃいと、いまだそういうことができる県もあります。奈良県の土地はふやすわけにはいかない地ですが、しかし、農業の耕作放棄地が結構あり、まだらにあるわけですが、耕作地を集約化して、放棄地を集約化して工業ゾーンができないかと。なかなかそうはいきませんが、土地の用途をうまく変えられたらということです。地権者が用途を変えられるだけで税金が上がるのは嫌で、売れたときには税金が上がってもいいということになります。その全体の用途地域があって、売ってしまえば自分の税金払わなくて済むわけですが、中途半端にあると土地は持っておきたいと、高く売れるときを狙うと。しかし、今、なかなか土地が高くなりませんので、本当は早く売っていただいたほうが、土地が下がりぎみのときは売ることを決断されたら手っ取り早いのですが、地権者は、やはり土地を売るのはなかなか大事業です。そうもいかないのが奈良県の実情です。やはり地権者のご理解が何よりも大事な点だろうと思います。

それと市町村の役割、市町村首長の熱意は大きなことです。県だけでしゃかりきになってもなかなかうまくいかないのを実感しています。市町村と一緒に場所をある程度特定して、これは道路のつけ方などに関係しますので、このあたりはいい工業ゾーンにな

りそうだといいた辺を目指して地権者と交渉するのが基本的なスタイルだろうと思っています。

それと今、企業立地の競争が進んでいますので、スケジュール感が大事かと思います。ある程度いつになったらできる、今あれば買うという企業もおられるわけですので、いつまでにできますから唾をつけてくださいといったことも必要な時代になっているかと思います。いずれも奈良県にとっては、奈良の地域にとって難しかったことですがけれども、いろいろな職員の努力でだんだん企業立地も進んできていますし、奈良は企業立地の対象地域としてはなかなかいいところだという評判も上がってきていますので、奈良地域のそういう傾向を阻害されないように慎重に、かつ力強く進めていくことができたらと思っています。若者が奈良県から逃げないようにするにはやはり企業が来て、企業が来るのに、あそこへ働きに行きなさいと、家庭での話がそうなる地域になればと願っています。

○荻田委員 まだ言いたいことも言い尽くせませんが、とにかく、平成27年、平成28年を含めて5,000億円の積極的な措置を講じながらやられる予算ですし、それぞれの適材適所で頑張ってください、観光振興、企業誘致などを含めて財政の出動、歳入のバランスをとれた県政運営をぜひ実行に移していただければありがたいと思います。以上で終わります。

○山中委員 それでは2点、知事にお聞きをしたいと思います。

まず、社会保障施策の充実に向けた県税収入の拡充についてお聞きします。

社会保障施策に要する予算で平成26年4月の消費税引き上げ後の数字だけを見ても、平成26年度の当初予算の約888億円から今回上程をされている平成28年度の予算が約962億円で74億円の増になっています。もちろんこの要因として国の施策や制度への対応もあるでしょうが、平成28年度予算で拡充を図っていただいた、特に子ども医療費助成の対象の拡大等については、全国トップレベルの実現をいただき、県独自の社会保障制度の充実に向けた取り組みということで大変評価をしています。

この県の取り組みがあり、実はある市町村では現在、高校1年生まで入院、通院を所得に制限を持たせずに全部無料で取り組んでおられます。そういった町が今回の県の拡充を受けて、さらに高校卒業時まで入院、通院の医療の無償化について踏み込んでいく取り組みをされているとも聞いています。そういう意味では大変大きな効果があると、確認をしました。しかしながら、今議会の代表質問で繰り返し述べましたように人口減少、少子高齢化がますます進むことが予測される中、国においても今後の社会保障制度全体のあり方

で、給付と負担のバランスを確保しながら国と地方が協調して政策の重点をリスク発生後の保障にとどまらず、予防、そして自立支援に重点を置くことが重要と捉えています。そうした健康寿命や労働寿命の延伸なども図りながら社会保障への需要の増大を抑制していくことが不可欠ですけれども、実際に社会保障施策に係る費用はやはり増大が避けられません。

具体的な数字を見てみますと、厚生労働省が平成24年3月に推計したところでは、2025年度の社会保障給付費が148.9兆円と示されています。これは平成27年度の予算ベースですが、116.8兆円とされる社会保障費用と比べますと3割増の32.1兆円ということがこのことから明らかです。これに対応していくためには、県として将来に向けた、安定した自主財源をいかに充実させていくかが大変重要な鍵と思われま

す。そこで県の自主財源の中核である県税収入については、詳細に見ますと平成28年度予算では全体で、平成27年度6月補正予算後の予算と比べて66億円増加の1,170億円となっています。増加傾向にある平成28年度の県税収入の特徴について、さきの予算審査特別委員会の部局別審査においてもお尋ねしました。法人事業税が景気の回復基調を反映したことや税制改正の関連で約20億円の増収ということでしたし、地方の消費税については、消費の拡大基調や平年度化により約31億円増収との答弁をいただきました。やはり事業税は景気の動向にも左右されやすいのに対して、地方消費税は多少の消費動向の影響は受けるものの、他の税に比べると安定した財源と思っています。

こうしたことから、来年4月に予定をされている消費税の引き上げは今後の社会保障施策の充実に向けた観点からも必要不可欠と考えます。人口減少、少子高齢化の中で社会保障施策のさらなる充実を進めるには、そのための財源確保が必要なのはもちろんです。そこで知事にお尋ねをしますが、そうした中での自主財源の中で中核である県税収入をいかにふやしていこうと考えておられるのか、お聞きします。あわせて消費税の引き上げに対する知事の所見もお聞かせをいただければと思います。

○荒井知事 委員がお述べになりました社会保障のために税金を使うのは、大事な観点です。近年、ますます大事になってきていると思います。ところが、税金は社会保障だけでなく、振り返ってみますと自治体サービスの維持、警察、教員もそうですし、いろいろな基本的な行政サービスの維持に使うそのための人件費は大きな要素を占めています。奈良県がおくられてきていたと思いますのは、将来に向けての地域の投資が低かったように思います。バランス量です。社会保障の充実は、高齢化が急速に進む奈良県にとっては、回復

といいますか、増強しなければいけない大きなポイントだと思います。それをバランスよく財政との関係で図っていくのが県政の課題だと思います。それについても税収が上がってこない、社会保障がなかなか充実しないのが実情です。税収が上がるころは、東京都などの例を見ますと社会保障が充実しているということです。日本の国は税収の自主財源が少ないところでも社会保障のお金を案分して回してくれる国ですので、地域格差が外国ほど発生しないという、ありがたい点があります。

奈良県では依存ばかりしてはいけないところで、自主財源があつてこそ、地域が発展し、社会保障が充実すると思っています。自主財源の確保のためには、先ほどの荻田委員の答弁でも申し上げた産業基盤を強くすると、経済構造改革をして、仕事の間を与えて税収に回るようにするのが大きな点ですが、少し卑近な話ですと、徴税率は全国一低かった県で、奈良県というよりも、県税も市町村が徴収していますので、それが随分低かった。それはだんだん、不公平が生じますので、奈良県は税金を納めなくてもいいところだ、この市は納めなくてもいいところだという評判がたっていた市もあるぐらいですので、そういうことにはないように徴税の強化をしています。

それと消費税ですけれども、消費が大阪府などに一番逃げている県ですので、消費税の配分が一番少なかったと。これは制度上、少しおかしなところがありますので、必死で陳情したり、中央に理屈を述べて少しだけ回復した面がありますが、税制の観点から徴税の努力、徴収の増加の努力を図ってきています。自主財源と依存財源の差が来年度予算では20億円まで縮まり、これが逆転しないかという希望を持っていますが、そのためには経済がもっと強くなる必要があります。それとともに、そのようなことを続けながらバランスのとれた支出と歳入を図っていくことが必要かと思います。そのためには消費税は大きな税収財源になってきますので、消費税の配分は地方財政にとってとても大きな課題ですので、地方消費税は地方の自主財源になりますが、消費を奈良県でもっと充実させるのが奈良県にとってはとても大事な課題ですが、医療費助成が全国のトップレベルに上げられたのも地方消費税の配分で、社会保障に回す余裕ということではありませんが、多少、可能性が出たことで、できたわけです。

地方消費税を含む消費税の税率アップは、日本の政治的な課題で、8%から10%にするのは内閣の約束ですが、今そのタイミングがいろいろ問われていることは承知をしています。地方政府としては、消費税は社会保障充実のための安定財源としては極めて重要だと常日ごろ思っています。高齢化、少子化が進む我が国においては、社会保障の充実が社

会の安定のために絶対不可欠だと思っていますので、そのための消費税の増税という点には強く賛成をしてきているところです。いつのタイミングになるのか、どのように配分するのかは国が決めることですが、地方政府として最大限の社会保障の充実に努力をして、国からのいろいろな税制の制度や配分の制度が、奈良県にも行き届くように強く期待をしているところです。

○山中委員 先ほどの答弁で、地方消費税が少ないのではないかという話をされていましたが、望ましい地方税のあり方ということで奈良県の税制調査会からも発信をされている本があります。この本を、私も冒頭しかなかなか読めなかったのですが、少し読みますと、2013年6月26日付で地方税の改革に関する4つの提言をされてきました。その中の一つに先ほど少し触れられた、社会保障目的となる地方消費税の引き上げ分の清算基準について言及をされていると思います。現行制度のは清算基準は、消費に関する指数に従業者数と人口を用いて積算をされていますが、県の場合は、ここの引き上げ分は消費に関する指数にかえて65歳以上の人口、18歳以下の人口とすることで提案をされています。これによりますと1人当たりの地方消費税の税額の都道府県間の変動係数は少なくなり、これはどういうことかという、先ほどおっしゃった地域間の偏在性が緩和されるということだと思います。

県でもこれを受けて同年7月に政府要望で、この趣旨の提案をされています。このことは先ほどから知事も答弁されていますように、社会保障財源として位置づけられた地方消費税において地方自治体の社会保障サービスによる受益と、地方消費税の負担を、これから一致させることが非常に大事で受益と負担の側面から望ましい対策と言われていると思います。私ども公明党の税制調査会にもしっかりとこの提言を反映してもらえるように伝えますので、引き続き県としても要望活動を重点的にしていただければと思いますのでお願いします。

次に、平成28年度予算の中に盛り込まれたドクターヘリの、県の独自運航についてお聞きします。今回の予算にはドクターヘリの運航施設整備事業、県立医科大学附属病院でのヘリポートの整備という大きな予算が盛り込まれています。これによって奈良県独自のドクターヘリの導入に向けた整備が大きく進むと思っています。私ども公明党として長年要望していましたので、ドクターヘリの独自導入が実現しますと大きな実績ということで大変喜びもしています。これによって、これまで和歌山県、関西広域連合によるドクターヘリの共同利用がされており、その場合は搬送対象が緊急に治療、処置をしなければ生命

に危険がある患者、予後に障害の残るおそれのある三次救急患者に限定をされて搬送いただくということでしたが、今後は、広く重症患者にも奈良県の場合は拡大をする方向で、各関係機関と出動の要請手順については検討していただけることを予算審査特別委員会の部局別審査でお伺いをしました。

南部地域における緊急搬送時間をお聞きしたところ、平均63分かかるということで、この地域の方々の救急体制がこれによって大きく改善されると期待をしています。また昨年の7月、紀伊半島知事会議において奈良県、三重県、和歌山の3県でドクターヘリによる相互応援を行うことに合意したこともお聞きをしています。これにより和歌山県、大阪府に加え、三重県のドクターヘリが利用できることにより、東部地域の方々の救急医療体制も大きく改善されると確信をしています。本県のドクターヘリが導入されますと、紀伊半島に3機のドクターヘリが配備をされることにより、紀伊半島全域をカバーできる体制も整備ができると思います。そこで、3県のドクターヘリが連携することで紀伊半島全域の救急医療、災害医療が充実すると考えますが、この点について知事の所見をお聞かせください。

○荒井知事 ドクターヘリの予算を要求しています。奈良県においてもやっと独自のドクターヘリを要求できるようになりました。奈良県にはヘリポートがなかったものですから、三次救急のヘリポートが要るのが必置事項になって、今は県立医科大学附属病院しか三次救急がありませんので、そこにヘリポートを設置する板を置く予算を要求しています。一方、南奈良総合医療センターができましたので、むしろ常駐場所としては、南奈良総合医療センターのほうが活躍すると思います。先日、竣工式にヘリポートへヘリコプターが飛来してくれて、大変軽いヘリコプターでしたが、南和地域の安心に大きく寄与するものと思います。南和地域の高齢者は救急車を呼んでも遅いからヘリコプターを呼んだということが、日常になってくる可能性があります。コンビニヘリコプターとは言いませんが、多少ヘリコプターが活躍する余地が飛躍的に伸びればと思うところです。

もう一つは、三重県、和歌山県とそれぞれ独自でヘリコプターを、連携して持つことによって、必ず保守点検の期間が要りますが、お互いにずらすことでヘリコプターが飛ばない日が出ないようにすることもできますし、地域的にも奈良県のヘリコプターが飛ぶことによって、三重県と和歌山県だけでカバーできない地域が、奈良県のヘリコプターがカバーできるという地域が出てきています。少し見にくい地図かもしれませんが、紀伊半島の和歌山県と三重県の地域の両方に奈良県が出動できることになります。このように3機体

制で紀伊半島の南部をおさめることができれば、南海・東南海の津波などの地震の際には3機の災害救助のヘリコプターが活動することができますので、大きな安心材料となるものと期待をしています。来年度予算の目玉の一つでありますので、ぜひご理解賜りご賛同いただきますようお願いをします。南奈良総合医療センターのヘリコプターが立派にできておりますので、県立医科大学付属病院のヘリポート、それと南の救急医療体制は、このドクターヘリと連携するものですので、そのような期待に胸を弾ませている次第です。

○山中委員 先ほど答弁の中で、知事から地図を示していただきましたので、本県が入ることで紀伊半島全域が網羅できるのがよくわかりましたし、今後の奈良県の位置づけがさらに格段と重要になると思います。

昨年の5月、全国知事会から防災担当大臣に、このドクターヘリの運用のルール決めに国の防災基本計画の中にしっかりと盛り込んで明確に運用規定ができるようにと提言もされたと聞いています。先ほど知事の答弁にもありましたけれども、3県の中でいざという災害時に対しても有益な行動をとっていただけるということもあります。それ以上にコンビヘリという活用は身近に奈良県の南部の救急医療体制に大きく活躍できるということ期待をしています。そのことを申し述べて、私の質問を終わります。

○田尻委員長 荒井知事からヘリコプターについての説明の中で資料の開示がありました。大事な資料かと思えますので、後ほど委員の皆さん方にお配りをしていただくようお願いをします。

○阪口副委員長 質疑の中でこの写真を、活用したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○田尻委員長 委員の皆さんにお諮りします。

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、結構です。

○阪口副委員長 質問は2点です。

1点目は、県職員の職場環境の整備についての質問です。主に超過勤務の縮減についての取り組みですので、今井委員と重複するところは避けておきます。

私の一般質問の中で、知事はこのように答えておられます。来年度の工夫の一つのとして各部局の次長、企画管理室長事務取扱に組織・人事管理責任者の発令をしたいと思っていますという答弁がありました。そのことはそれで結構かと思えます。しかし、これはあくまで対症療法で、本県の場合、新規事業もふえていますので、本質的には職員の業務量

が増加をしてきていると考えています。業務量がふえれば、職員の定数もふえるのが自然です。そこで過去3年間の県職員の人数の推移はどうかということが一つです。また、本県は労働組合と協力して毎週水曜日を定時退庁日に設定をして、職員に退庁を促していると答えておられます。ただし、業務量が減らなければ、仕事を消化するためにその職員は仕事を持って帰ることになると思います。そこで業務量との関係についてどのように考えておられるのか、お答えください。

○荒井知事 職員の業務量がふえれば定員をふやすのはごく自然な考え方だと思いますが、しかし行政ですので、行政の効率化をした上で定員をふやすということを県民の皆様に説明しなければいけない、そうでなくても行政の事務は非効率だと言われてきて久しいわけですので、奈良県庁は行政効率化をどのように進めて、その上で定員が必要だという段階を踏んで言わなければいけないと思っています。

まず、行政効率化ですけれども、役所でやるべきことは効率的にする。県庁でやるべきことはふえているというのが基本的なことだろうと、これは委員もそのように言うておられます。効率的なやり方をどのように進めるかということですが、やるべきこととやらなくてもよいことに変遷があります。県庁に対する期待や変遷がありますし、それをはっきり見きわめるということです。

もう一つは、事務事業の見直しが絶対必要だと思います。ずっと前からやってきたというので、続けるということではなしに、必要か無駄なことかということは必ず見直しが必要かと思います。

3つ目には、やることが出てきたときに組織を前のままでやると非効率ですので、奈良県ではプロジェクトを中心に組織の見直し、大変効率が上がってきている面があります。

また、最近の行政のあり方としてより効率的な手法の発見と実行という面があろうかと思っています。一つには民との共同、アウトソーシングをする。委託や貸し付けなどになると思います。アウトソーシングをして効率化だ、これも、しかし、アウトソーシングのやり方というのは多少、今となっては古くなっています。奈良県独自の取り組みとしては市町村との連携で効率化を図る、これは甚大な効果が出てきて、とにかくとりあえず、とりわけイニシアチブな、イニシャルなコストに随分効率的な効果が出てきています。

そのような行政効率化を進めた上で適正な定員管理が大事かと思っています。適正な定員管理というのは、計画的に定員適正化計画を持ってやっています。最近の知事部局の過去3年間の職員定数ですが、平成26年度は3,232人です。1年後の平成27年度は、

3, 281人ですが、これは橿原考古学研究所が知事部局に移管したので、49人増になったわけです。平成28年度、来年度予算においては平成27年度と同じ3, 281人で並んでいます。職員定数は、過去に比べますと随分減ってきています。効率的にやってきていただいている面があると思いますが、効率化には限度があると思います。これから職員の定数管理をどのようにするかは、働き方から見て、業務改善が働きやすいように、無理がないようにするというワークマネジメントの分野に立ち入ろうかとしています。そのときに業務全体がふえたから全体をふやすという総量の管理もありますが、職員に対して仕事の量が偏在している面、季節の偏在があるのではないかというのも知恵の要するところだと思います。特定の職員に仕事を集中してないか、これはなかなか難しいですが、季節に集中しているのをどう平準化するのが課題です。

それと職員の働き方の管理は全体で見ただけでは不十分で、長年の経験、日本国中の経験から、所属長が直接コミュニケーションを図って管理するのが基本になっているように思います。出退庁管理も含めて所属長と職員間のコミュニケーションが何より大事かと思えます。いろいろな訴えがありましたら所属長にまず言って、それを所属長が十分管理、マネジメントしているかどうかは、さらに上級の職員や横の第三者的な管理職員が見る、このたび組織を改編します各部局の企画管理室長事務取扱に組織・人事管理責任者を発令し、大変大事なポストです。所属長が管理するとともに局の次長級が課の間の配分が適正かどうか、人の配分は所属長の仕事ですが、課全体で課と課の間に偏在がないかということだと、課の職員の定数をふやすという判断にもつながりますので、組織・人事管理責任者が公平、公正な配分になっているかどうかを仕事の職務として持たせたいと思っています。答弁は、以上です。

○阪口副委員長 知事は、季節的に集中する課があるという答弁が多いです。事務の効率化を進めていけばいいということですがけれども、昨年、私は代表質問し、ことしも一般質問をしましたがけれども、1月18日に来て調査をすると、これだけ電気がついているわけです。午後9時40分です。質問したら、知事は、1人残っていても電気はつくのですと。私が言いたいのは、この季節的要因ではなくて県職員は日常的に、恒常的に超過勤務をしているのではないかと。県職員からの訴えや組合から話は聞いていますし、この間は13の所属課の担当者にも聞き取りもしています。今後もしていく予定です。やはり知事の認識とこちらの認識ではかなり食い違うということです。その認識はどうしても埋まらないかもしれませんが、こちらが求めているのは、本日はお答えは要りませんが、実

退庁時間を常に主張しているわけです。このまま続けていっても県職員の疲弊というか、病気で休みの方も多いですし、トップになる方がかけ声ではなくて、実際にそういう県職員が疲弊しているという訴えがなくなるようにしてもらうことが大事だと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○荒井知事 職員の個別の訴えは大変大事ですけど、それが全てかどうかを検証する我々管理者の義務があると思います。県民から阪口副委員長に訴えがあったから、定員をふやさないといけないと直ちには結びつかない。少し言い方が変かもしれませんが、日常的に残業が多いことを証明しなければいけないと思います。阪口副委員長もぜひそういう証明に加わっていただいて、これからも調査を独自でされるなら大変結構です。十分参考にさせていただきたいと思いますけれども、1人、2人、3人、4人、5人と訴えがあったからというのは一つの証拠ですけど、それを回復するのは個別の対応をしなければいけない。全体の定員管理とはまた別だと、手法が違うことを強調しておきたいと思います。1人を救うのもとても大事なことで、無視、軽視しているわけではありませんが、それはそれで個別におっしゃっていただければ、それで救いに行きます、どうぞ個別におっしゃってください。こういう人が困っていると、ぜひ私どもに訴えていただければ、その方が過労にならないように、その人を救うのは大事な話。しかし、全体がそうかというのは違う手法で証明しなければいけない、私どもの義務がありますので、ぜひご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

○阪口副委員長 知事の認識とは全く異なります。超過勤務手当支給時間はお聞きをしています。実態把握のためにいつも県職員が実際に県庁を出られる時間、実退庁時間を求めているわけです。それを答えずに、あなたが証明しなさいなどいろいろ言われても、こちらも困っていることです。私は今後、実退庁時間を次の質問にも求めていきたいと。何か知事からご答弁がありましたら、私はそれぐらいです。

○荒井知事 今までの実退庁時間のとり方ですが、所属長が遅刻していないかどうかをとるのを出勤簿でやっています。出勤簿のかわりに出退庁登録をしているわけで、遅刻していないということで丸をつけたり、遅刻したということを確認する所属長の管理のためのシステムです。職員全体を出退庁管理する、大げさな話はなかったわけで、今もなかなかそういうシステムにはなっていません。職員全体をシステムで統合管理するところは、そういうこともあり得ると思いますけれども、管理という観点でそういうシステムをつくることはまた議論があろうかと思います。

それとともに実態をどのように把握するのかということで、委員がおっしゃっている面があろうと思います。実態把握はそういうシステムをつくらなければならないかどうかということですが、職員の超勤手当を出しているデータは確実なものとしています。どの課でどの職員が随分超勤してるのかは、実績で出ているわけです。私はサービス残業ばかりで、もらっていないというクレームがあるかもしれない、あるいは私はこんなに多いということ、実績をもとにクレームをつけていただくのが筋だと思います。

奈良県の管理は組合等も言っていますけれど、ワークマネジメント、ワーク・ライフ・バランスをきちんとしようということで、これは口だけではなしにどのように進めればいかと、阪口副委員長と手法が随分違うのではないかと思います。その手法は県民にこのように管理しているとわかるようにしないと責任を果たせませんので、その点はよろしくご理解を願いたいと思っています。

○阪口副委員長 この点については、県民の方、県職員の方もいろいろ知りたいと思っていますので、本会議の場で今後も明らかにしたいと考えています。以上です。

2点目の質問です。奈良大立山まつりについてですが、先般の本会議において、大立山のモチーフを四天王にすることは第1回の実行委員会において確認された事項との答弁がありました。第1回実行委員会には大立山のモチーフを四天王にすることを前提とした委員会資料が配られていますが、大立山のモチーフを四天王にすることは具体的にいつ、どの場で議論されたのか、お教えいただきたいと思います。

○荒井知事 大立山のモチーフですが、経緯を申しますと、冬のイベントをするのにどうというテーマ、モチーフで、造形よりもお祭りの気持ちをどのように表現するのかということが最初にあります。そのためには、お正月は奈良県はお参りが多く、その後、訪問者が激減するわけですけれども、新年の初参りをされるのは何ととっても家族の安全、無病息災をお祈りされる方が多いと感じたわけです。いろいろな地域のお祭りも季節は違っても、家族安全、無病息災が大きなテーマですので、1月の初参りの延長として無病息災をテーマにしようというのがまず企画の段階で提言した内容です。

それをどのように表現するのかということですが、無病息災をお祈りするのは各神社にお参りされることが多いわけですが、地域として無病息災をテーマにした大きなお祭りをしようというのが一つですので、そのときに無病息災のいろいろ祈りの対象になっていました奈良県各地にあります立山を大きな形で表現しようという企画の中で考えたわけです。実行委員会の決定が要りますので、実行委員会の中で大立山まつりで無病息災をテーマにす

ることと、四天王をそのモチーフにすることは決められたわけです。

○**阪口副委員長** そうでしたら、四天王をモチーフにすることは第1回の実行委員会で資料を出されたということですか。

○**荒井知事** そのとおりです。

○**阪口副委員長** 申し上げているのは、第1回の実行委員会は県議会閉会日のときで午後5時15分からの開催です。資料を出されるに当たっては、その前に会議があったと思うのです。そこを具体的にいつ、そういうことを議論されたかをお聞きしているわけですが、質問と回答が少し違うように思うのですけれども。

○**荒井知事** いつ決定されたかというご質問であったかと思しますので、決定は第1回実行委員会です。質問と答えは一致していると思います。

○**阪口副委員長** 観点を変えて再度質問をします。

プロポーザルの募集の公告に四天王をモチーフにすると書いているわけです。公募型プロポーザルですから、大立山まつりを開催することは公告の内容としてはいいかと思うのですが、四天王をモチーフにすると公告にあえて書かれている。私が少し疑問を持っているのは、今回も立山の制作は藪内佐斗司氏に決まっています。藪内氏は、四天王の彫刻もつくられています。公告の中に、奈良県の魅力を深く理解した者による原型制作者を記載と表記されているわけです。藪内氏はせんたくんの制作者でもありますので、こういう2つのことを記載することで立山の制作を藪内氏になるように示唆したのではないかと考えているわけですが、その点については、どうでしょうか。

○**荒井知事** それは、副委員長独自のご推察だと思います。

○**阪口副委員長** そのことについては、こちらも調査をしていかなければいけないと思うのですが、1点だけ最後に確認をしておきます。公告の前に、立山の制作者が藪内佐斗司氏ともし決めていれば、これは談合だと思いますが、その点についての認識をお聞きします。

○**荒井知事** 決めたことは全くありません。

○**阪口副委員長** この件については、調査をしていきます。

大立山のことは透明性や公平性を高めるために、一般質問の中で公募のあった提案に対しての企画書のホームページ公開、審査結果の公開、実行委員会の議事録をホームページで公開すべき、それは今言っただけかもしれませんが、そういう透明性を、担保する必要があると考えますが、その点についてはいかがですか。

○荒井知事 2つの情報開示のご意見がありました。一つは企画提案書の情報公開です。もう一つは実行委員会で、公募型プロポーザルの審査結果の情報開示ですが、いずれも企画提案書は、民間のプロポーザルをされた方の内容ですので、普通は企業側の企業秘密が入ってくる可能性がありますので、原則として公開しない、情報公開条例による開示請求があった場合に差しさわりのないのは公開するということですが、これは阪口副委員長から情報公開請求があり、企画提案書の内容については、商売上の正当な利益を害する場合に当たらないという判断をして公開をしたもので、公開はされているということです。

実行委員会の議事録の情報開示はしていませんが、これはマスコミにフルオープンですので、誰でも聞きに行ける会でしたし、実行委員会の委員は新聞社、テレビ局の支局長とたくさん入っておられますので、審議の内容についてはマスコミは、フルオープンです。議事録を公開するという前提で議事録を正式にとって公開するという手続を踏みませんでしたので、実行委員会の議事録については、ホームページ公開はしたいと思いますが、今後会則まできちんと整備することはしていきたいと思っています。

○阪口副委員長 企画書の提案についてですけれども、例えば公募型で奈良県県土マネジメント部プロポーザル方式がありますが、このときは技術提案の場合は会社の技術が漏れることもあるかと思います。大立山については、私は内容を精査した限りはそんなに技術が漏れるとは感じないのですけれども、それについては認識が違うのかと考えますが、その点についてはわかりました。今後、どんな事業を推進するに当たっても、県税を使っていきますから、できるだけ情報公開をしていくことで透明性公平性などが担保されると考えていますので、ぜひお願いします。全てしなさいというわけではありません。知事、もしお答えがあるなら。

○荒井知事 同じように思っていますけれども、情報公開をできるだけしなさいと、全てするかどうかは民間の利益を阻害するという観点があれば、県土マネジメント部のような入札においては、そういうこともあると全く私も同じように思います。今回のケースは慎重に取り計らったわけで、結果的に、業務企画書は全部情報公開していますので、結果的にですけれども、副委員長のご意見のとおりになっていると思います。そもそも隠すという魂胆はないわけですが、民間の利益を阻害すると奈良県は、応募しにくいプロジェクトが多いと思われるのは嫌なものですから、情報公開をするのを原則としながらも民間の利益を阻害しないという点の一つ入れたわけですが、企画書が総じて情報公開しても差しさわりのないということが積み重なりますと、今度は例外が原則になって情報公開するこ

とを前提に企画書を出してくださいということも可能だと思いますので、違いはないように感じたところです。

○田尻委員長 よろしいですか。

最後になろうかと思いますが、教育委員会のことについて私から申し上げたいと思います。

新聞報道を含めて大々的に報道がなされていますが、奈良県の生物の教員採用1次試験であってはならない採点にミスがあり何紙にも報道されたところです。そのことによって不合格であった方が今度は合格になられたと。そしてまた、この方の2次試験が採用をされたという記事が出ていたところです。

若い青年や、若い学生が志を高くして、特に奈良県の場合は企業がありませんということとは知事も常々おっしゃっておられ、そういう意味においては、教職員、県庁職員、奈良県警の警察官になりたいという、若い学生の皆さん方の声をよく聞くところです。皆さん方も高い誇りと、自負を持って仕事に推進していただいているところですが、この点については残念に思います。今後、よくよくそういうことのないようには十分なされると思いますが、若い、優秀な学生の皆さん方の前途や、夢、将来にも大きく影響するところですので、くれぐれもその点について、強く二度とこのようなことがないように私からも要望として申し上げたいと思います。

それと、予算審査特別委員長として申し上げますが、教育委員会の発表は3月16日にされました。前日の3月15日に予算審査特別委員会において教育委員会の審議を行いました。そして、それが終了した16日にこのことが記者発表されて17日に報道がなされたところです。このことを受けて予算審査特別委員会の委員方や、県民で、私はそうはとらないですが、偶然か意図的にかわかりませんが、教育委員会の審議が終わった後、発表したのではないかと、そのように大変多くの皆さんから意見をいただきました。偶然かもしれませんが、大変残念だと思っています。

先ほどから知事がおっしゃったように透明性、公平性等も含めて教職員の皆さん方や県庁の皆さん方や、警察官のトップの皆さんは、ここにおられますので、そういう誤解を招かないようにくれぐれもお願いを申し上げます。奈良県内で住んでいる学生や、仕事を求めて二浪や三浪をしながら、公務員の試験に合格するために夜間に予備校や、塾に行っておられる方もおられます。それほど皆さん方の高い憧れですので、どうぞ県民の皆様方の熱い期待を裏切らないようにくれぐれもお願いをして、私の意見と予算審査特別委員長と

しての意見を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

それでは、採決に入る前に、当委員会に付託を受けました議案について委員の意見を求めます。

発言をお願いします。

○亀田委員 自由民主党を代表して申し上げます。

理事者の皆さんから事業内容についてその趣旨や、その思いなど、予算審査特別委員会中でいろいろと聞かせていただきました。それぞれの事業内容を予測している効果以上の効果が得られますように、一致団結していただいて、魂を込めて事業を進めていっていただきたいと思います。チャンスボールが来たら迷わず、恐れず打ち返すという積極的な攻めの姿勢でこれからも取り組んでいただいて、奈良県を少しでも前進させていただきたいと思っています。そういうことをお伝えしながら、今回の予算審査特別委員会に付託されました全ての議案については、自由民主党としては賛成とさせていただきます。以上です。

○西川委員 自民党奈良を代表をして申し上げます。

付託されている予算案は、現下の政策課題に的確に対応しており、地域の自立を図り、暮らしやすい奈良県をつくることの実現に向けて積極果敢に取り組むものとなっています。県民の期待に十分応えられるものと思います。経費面においても効率的、効果的なものになっており、事業の効果が最大限発揮されますよう、早期の事業遂行をお願いをして、自民党奈良は付託されました議案全てに賛成をします。なお、本会議において賛成討論をしたいと思います。

以上です。

○今井委員 日本共産党としての意見を申し上げます前に一言。先ほど内部告発の件に対して、調査をして処分をされるとご答弁されましたけれども、なぜそのようなことになったのか、事実とするならば、基本的には限られた予算と、仕事の量の多さという県庁の働き方そのものに私は原因があると思っていますので、こうした問題は、知事に責任があるのではないかということをおし上げておきたいと思っています。

それでは、意見を述べます。日本共産党としては、議第1号、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第36号、議第117号及び議第118号について反対をします。

反対理由としては、今年度、ここ10年間で初めて5,000億円を超えた過去最高の

予算になりました。その中では住民要望の強かった子どもの医療費の助成事業の対象年齢の拡大や、ドクターヘリーの導入、ジビエの取り組み、子どもの貧困対策に伴う事業やがん対策などの前進も見られますけれども、暮らしをよくしてほしいという切実な要望に応える内容にはなっていないと思います。格差と貧困が広がる中で県の予算の使い方は消費税を社会保障の財源だとしていますが、増税分から県に回ったものはわずか9%でしかなく、県民生活を脅かすものになっています。法人税は引き下げの一方で消費税を増税することは所得の再分配に逆行して格差を広げることになり、これ以上の増税はすべきではないと考えます。

観光振興では大立山まつりを冬季観光キャンペーンの核とするとしていますが、本来の伝統の持つ意味を尊重すべきであり、9,600万円もの県の財政を多額に投与するイベントは長続きはしないと思います。長年の悲願でありましたホテルが決まったとされていますが、正式な契約もなされておらず、ホテル誘致を前提に大宮通り交通拠点事業に債務負担行為220億円中、今年度は2,690万円を設計費に充てられていますが、多額の税金を投入して進めることは大きなリスクを伴うことになり、早急な対応をすべきではなく、反対します。

産業や農業ではオーベルジュや高級レストランなど、多額の税金が投与される一方で、学校給食の地産地消の補助金、地場産業の支援など、予算が廃止されましたが、海外や首都圏、高級な富裕層に目を向けるよりももっと県民の暮らしに合った地域内経済の循環を真剣に進めるべきだと考えます。

働き方改革では長時間労働の解消は喫緊の課題ですが、人事評価制度を賃金に連動させるなどは働きやすい職場づくりには逆行するものです。

よって、議第1号には反対します。

議第18号は、ネーミングライツで施設の名称がころころ変わることは公共施設では好ましくないので、反対します。

議第19号は、職員の定数は教育の現場では教員をふやして教師の負担軽減が求められていますが、定数削減を行うというので反対します。

議第20号は、評価制度によって降格を取り入れるものであり、やる気を起こすにはコミュニケーションのとれた働きやすい職場でこそ、いい仕事ができると思います。これに逆行するものですので、反対します。

議第21号、給与の減額を延長するものですが、知事や特別職の給与はそのままでいい

と思いますが、一般職員の給与の引き下げを延長すべきではないと考え、反対します。

議第36号は、無資格の保育者を認めることは保育所の不足の解消にはつながらず、保育の質を下げることになるために反対します。

議第117号、一般会計補正予算は議員報酬の引き上げ、また一方では職員給与及び手当の引き下げが含まれているため、反対します。

議第118号は、奈良県議会議員の報酬引き上げであり、その必要はないと考えますので、反対します。

以上です。

○川田委員 なら維新の会として意見を表明します。

議第1号、平成28年度奈良県一般会計予算については、修正案を提出したいと思います。内容は、エレベーターホールの周りにおいて木質化等の理由をつけて多大な資金を回す行為は問題であり、現在に使えるものであるにもかかわらず、そういったものを推進していくのは県民感情からして納得できないものです。厨房に関しては、完全に法的に抵触していると思いますので、反対します。

議第26号は奈良県税条例の一部を改正する条例で、県民法人税に関して1億円以上の資本金または1,000万円以上の納税を行っているところに関して0.8%の上乗せ納税をするもので、5年間延長されるということですが、今の奈良県の財政状況を鑑みた場合、今回の予算の中でも退職手当債の借り入れを行い、また給料の引き上げを行い、ほとんどがこういったものに増税分が消えていってしまうという形になっています。よって、身を切る改革として歳出を取り組み、どうしてもお願いをしなければならないのであれば、お願いをすべきだとは思いますが、そういった努力も見られない中で増税だけをお願いすることは県民が納得するものではありませんので、これに対して反対します。

議第117号は、一般会計補正予算です。これの中身である議第118号、奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条件等の一部を改正する条例を改正するものが提出されています。昨年6月に議会にて我々、議員報酬の1割削減を提出し、全会一致で1割の削減が決定しました。そのときの提案理由説明の中にもありましたが、奈良県が全国47都道府県の中で給与総額の下落率が最大であり、GDPも最低であると。このような中で県民が、景気が悪い中で苦しむ中、議員としてもみずからの姿勢を示すために1割削減に踏み切るということで、身を切る改革を申し上げました。そして全会一致で可決を賜ったものですが、現実にはそれからまだ約半年しかたっていません。

経済の内容もほとんど変わっていません。現金給与総額の動向も変わっていません。GNPの動向も変わっていない。舌の根も乾かぬうちから、また値上げをするのかということは、県民に対して口先だけの政治をやっていると言われることを、否定することはできません。よって、反対します。

議第119号は、一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ですが、代表質問でも申し上げましたが、人事委員会の勧告が余りにも一部に偏り、不適正です。このような実態とかけ離れた勧告の数値は受け入れることができず、もちろん職員の給料が上がっていくことは、非常に大切であり、重要だとは思っていますが、今の奈良県の実態を鑑み、このようなものは受け入れることができません。また、先ほども申し上げましたが、退職金の引当金も現金として本来1,000億円もの負債が将来に負担をさせていくことからしても、みずから努力をしていくことが賢明だと思います。よって、反対します。以上です。

○山中委員 私ども公明党を代表して予算について申し上げます。

私ども、この間、さまざまな消費税の引き上げ分の社会保障の4経費等についても質疑をして、確認をしました。これらが充実することによってより生活しやすい、また、そういったサービスが得られると、思っています。よって、今般、上程されています全ての議案については、賛成します。

○松本委員 自民党絆においては、全ての議案に賛成します。

○阪口副委員長 議第118号には、反対します。奈良県の財政状況が厳しい中、県議会議員の期末手当の引き上げは適切でないと考えています。ただし、一般職の職員の給与の改定については、賛成します。議第118号に係る議案として議第117号一般会計補正予算もありますので、議第118号、議第117号には反対します。

○田尻委員長 ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、これより付託議案について採決を行います。

まず初めに、日本共産党委員及びなら維新の会委員より反対意見がありました議案について、起立により採決をします。

平成28年度議案、議第1号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

着席願います。

起立多数であります。

よって、平成28年度議案、議第1号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、日本共産党委員より反対意見がありました議案について、起立により採決します。

平成28年度議案、議第18号から議第21号及び議第36号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席ください。

起立多数であります。

よって、平成28年度議案、議第18号から議第21号及び議第36号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、なら維新の会委員より反対意見がありました議案について、起立により採決をいたします。

平成28年度議案、議第26号及び平成27年度議案、議第119号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成28年度議案、議第26号及び平成27年度議案、議第119号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、日本共産党委員、創生奈良委員、なら維新の会委員より反対意見がありました議案について、起立により採決をいたします。

平成27年度議案、議第117号及び議第118号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成27年度議案、議第117号及び議第118号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りをいたします。

平成28年度議案、議第2号から議第17号、議第22号から議第25号、議第27号から議第35号及び議第37号から議第51号並びに平成27年度議案、議第120号から議第137号及び報第26号については、原案どおり可決または承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、ただいまの議案63件は、原案どおり可決または承認することに決しました。

なお、平成27年度議案、報第27号については、報告案件であり、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で議案の審査は終了しました。

次に、委員長報告についてですが、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっています。

日本共産党は反対討論をされますか。

○今井委員 はい。

○田尻委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いをいたします。

創生奈良は反対討論をされますか。

○阪口副委員長 反対討論はしません。

○田尻委員長 はい。では、委員長報告に反対意見を記載することとします。

なら維新の会は反対討論をされますか。

○川田委員 平成28年度議案、議第26号及び平成27年度議案、議第117号から議第119号について反対討論をします。

○田尻委員長 はい。では、委員長報告に平成28年度議案、議第26号及び平成27年度議案、議第117号から議第119号については反対意見を記載しません。平成28年度議案、議第1号については、反対意見を記載することとします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長にご一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、3月25日の議会運営委員会及び本会議で私からの報告としますので、ご了承のほど、よろしくお願いをします。

去る3月10日に設置されました予算審査特別委員会は、委員各位のご協力、ご支援によりまして滞りなく全議案を議了し、終了することができました。ここに心から厚く御礼を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これもちまして予算審査特別委員会を終わります。